は　じ　め　に

平成18年度税制改正は、所得税から住民税への税源移譲、災害等に対する安心・安全への配慮、政策減税の根本的な見直し、申告納税制度に関する環境の整備などについて重要な改正が行われました。

所得税及び個人住民税については、いわゆる三位一体改革の一環として、恒久的措置として所得税から個人住民税に３兆円規模の税源が移譲されることになりました。この税源移譲は、所得税は平成19年分から、個人住民税は平成19年度分から適用され、それに伴う措置として、所得税の税率構造は４区分から６区分に変更され、他方、個人住民税の税率構造は３区分から一律10％となりました。

安心・安全の観点からは、自発的な耐震改修を促進するための施策として、所得税における耐震改修税額控除制度、所得税及び個人住民税を通じての地震保険料控除、固定資産税における耐震改修に係る減額制度がそれぞれ創設されました。

政策減税の見直しは、幅広く行われました。その中で中小企業関連税制として、同族会社の留保金課税制度に関する同族会社の判定方法及び課税対象額の計算方法の見直しが行われ、交際費課税における金額基準が明示されました。そして、一定の同族会社に係るオーナー給与について給与所得控除に相当する部分として計算される金額が損金不算入とされました。

納税環境の整備としては、物納制度における手続や物納不適格財産が明確化され、郵送等に係る書類の提出に関して発信主義による取扱いが拡大されました。また、無申告加算税や不納付加算税の取扱いについても見直しが行われました。

平成18年５月１日に会社法が施行されることに伴って、決算・申告の実務にも大きな変化があります。特に、株主資本等変動計算書の作成については、充分に理解しておく必要がありますので、本冊子でも掲載いたしました。

本冊子では、上記のほか、平成18年度の税制改正事項を体系化・図式化し、分かりやすく解説しました。実務家や経営者をはじめとした皆様方のお役に立てれば幸いです。

目　次

Ⅰ　法人関連税制の改正ポイント

一　会社法施行による決算申告実務の変更　4
二　特定同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し　8
三　会社法の制定に伴う法人税法の整備　10
❶ 受取配当等、みなし配当の取扱いの整備　10
❷ 株式等の取引の取扱い　11
❸ 配当の流出時期等の見直し　12
❹ その他の改正　12
四　役員給与の損金算入制度の見直し等　13
❶ 定期同額給与の損金算入　14
❷ 事前確定届出給与の損金算入　14
❸ 利益連動給与の損金算入　15
❹ 特殊支配同族会社の役員給与の給与所得控除部分の損金不算入措置　16
五　中小企業・ベンチャー支援関係　19
❶ 交際費等の損金不算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化　19
❷ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長及び損金算入額の見直し　21
❸ 中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長　22
❹ 中小企業投資促進税制の見直し・延長　22
六　研究開発税制・情報基盤強化税制　24
❶ 試験研究費に係る税額控除制度の見直し・強化　24
❷ 情報基盤強化税制の創設　27
七　組織再編税制等の改正　29
❶ 株式交換・株式移転に係る税制の本則化と税制の整備　29
❷ 非適格合併等に係る受入処理の見直し　30
八　国際課税関係の改正　31
❶ 非永住者制度の対象者の見直し　31
❷ 過少資本税制の見直し　31
❸ 条約相手国から犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備　33
❹ 移転価格税制の「独立企業間価格」の算定方法の整備　34
❺ 租税条約を実施するための措置　35
❻ 期限延長　36

Ⅱ　土地建物に係る税制の改正のポイント

一　地震対策税制　37
❶ 既存住宅の耐震改修に係る所得税額の特別控除制度の創設　37
❷ 地震保険料控除の創設　39
❸ 事業用建築物には２年間の特別償却制度の導入　40

❹ 既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額制度の創設 40
二 土地流通課税 41
❶ 土地を売買した場合の所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の延長等 41
❷ 不動産取得税の標準税率の特例措置の延長等 42
❸ 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等の継続等 45
❹ 土地に係る都市計画税の税負担の調整措置等の継続等 46
❺ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長 47
❻ 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長 47
❼ 特定市の市街化区域農地を転用した場合の新築賃貸住宅等の固定資産税の減額措置の見直し等 47
❽ 優良賃貸住宅等の割増償却制度の見直し 48
❾ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の見直し等 48

Ⅲ 相続税・贈与税の改正のポイント

❶ 物納制度の見直し 49
❷ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例延長 54

Ⅳ 国・地方を通ずる個人所得課税の改正のポイント

❶ 国から地方への３兆円の税源移譲 55
――住民税率は一律10%に、所得税率は５%～40%の６段階に――
❷ 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置 58
❸ 住宅ローン控除適用者に対する調整措置 58
❹ 分離課税等に係る個人住民税の税率割合等 60
❺ 税源移譲に伴うその他所要の措置 62
❻ 定率減税の廃止等 62

Ⅴ その他の税制の改正のポイント

❶ 寄付金控除の定額控除の引下げ 64
❷ 認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和 65
❸ 酒税の改正 66
❹ たばこ税の引上げ 68
❺ 自動車グリーン化税制の改正 68
❻ ストック・オプション税制の整備 69
❼ その他の改正 69

（凡例）
所法…所得税法、所令…所得税法施行令、法法…法人税法、法令…法人税法施行令、消法…消費税法、消令…消費税法施行令、措法…租税特別措置法、措令…租税特別措置法施行令、措規…租税特別措置法施行規則、地法…地方税法、地法附…地方税法附則、地令…地法税法施行令、国通法…国税通則法、国通令…国税通則法施行令、平18改所法等附…平成18年法律第10号所得税法等の一部を改正する法律附則、平18改地法附…平成18年法律第７号地法税法等の一部を改正する法律附則、平18改措令附…平成18年政令135号附則

（注）　本冊子の内容は、主に平成18年３月31日公布の「所得税法等の一部を改正する法律（第10号）」、平成18年３月25日公布の「地法税法等の一部を改正する法律（第７号）」及びそれらの関係改正政省令等並びに平成18年５月１日施行の「会社法（平成17年法律第86号）」によっています。

I 法人関連税制の改正ポイント

一 会社法施行による決算申告実務の変更

（会社法435、会社計算規則91）

平成18年５月１日から会社法が施行されましたので、同日以後に事業年度が終了する会社については、旧商法による決算申告実務ではなく、会社法の規定に従った実務を行わなければなりません。

《計算書類の変更》

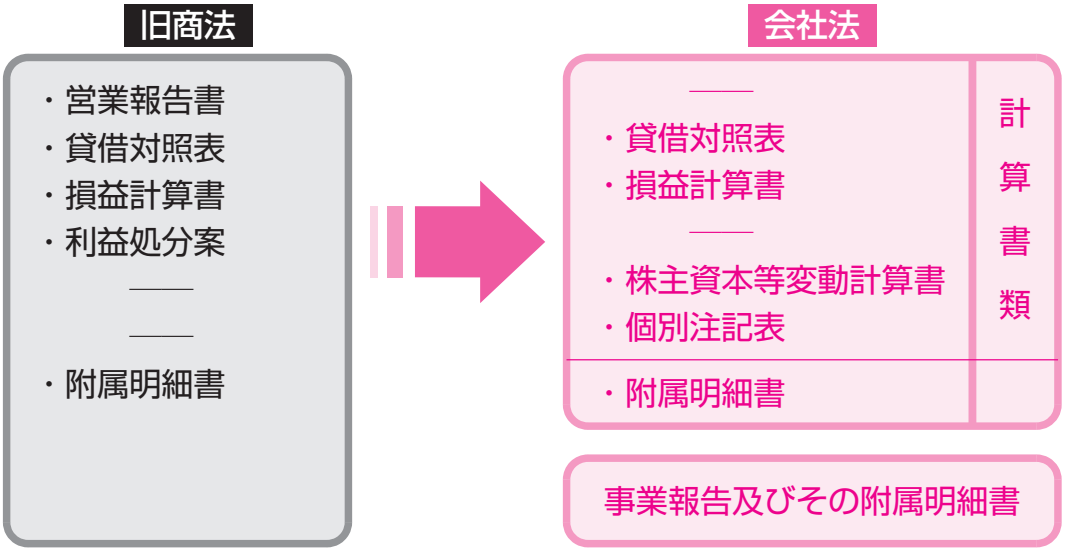

1 利益処分案が廃止されました

会社法では、株主総会の決議等に基づいて、いつでも剰余金の配当及び「純資産の部」の株主資本における科目間の振替え（例えば、資本剰余金から資本金への振替え〔ただし、資本剰余金と利益剰余金は峻別され、両者間の振り替えはできません。〕）などを行うことができるようになりました。

また、役員賞与も職務執行の対価とされ、利益処分案としての決議は不要となりました。これらの理由によって会社法では利益処分案が廃止されました。

2 株主資本等変動計算書を作成しなければなりません

会社法の施行に伴い、株式会社は株主総会等の決議により、剰余金の配当や株主資本の各項目の金額の変動をいつでも行えることになったため、貸借対照表や損益計算書だけでは株主資本の各金額の連続性が理解しづらくなります。

このため、「純資産の部」の一会計期間の変動額と変動事由を報告するため、「株主資本等変動計算書」の作成が義務付けられ、配当や自己株式の取得などの株主還元の状況、増資、株主資本の各項目の変動状況等を一覧にし、財務諸表の利用者の利便に資することとされました。

3　株主資本等変動計算書の作成方法

①表示区分	株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従います。
②表示方法	株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければなりません。
③株主資本の各項目	前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示します。 ア　当期純利益(又は当期純損失)は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示されます。 イ　変動事由として例えば次のようなものがあります。 　新株の発行、剰余金の配当、自己株式の取得・消却・処分、資本金から準備金への振替え、剰余金の内訳項目間の振替え ウ　圧縮記帳積立金や特別償却準備金など税法上の積立金は、その他利益剰余金の区分において積立て及び取崩しを行います。
④株主資本以外の各項目	前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示します（ただし、主な変動事由ごとにその金額を表示することができます。）。
⑤注記事項	ア　当該事業年度末日における発行済株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと） イ　当該事業年度末日における自己株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと） ウ　当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当該事業年度中のものを含みます。）に関する次に掲げる事項その他の事項 ・配当財産が金銭の場合→その金銭の総額 ・配当財産が金銭以外の財産の場合→その財産の帳簿価額（配当日においてそのときの時価を付した場合は、その時価を付した後の帳簿価額）の総額

《記載例》

			株主資本								評価換算差額等	新株予約権	純資産合計
			資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	計			
				資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
							特別償却準備金	繰越利益剰余金			その他有価証券評価差額等		
前期末残高			100	30	10	20	40	500	△25	675	35	10	720
当期変動額	株主資本	新株の発行	20	20						40			40
		特別償却準備金積立て					30	△30		0			0
		特別償却準備金取崩し					△15	15		0			0
		剰余金の配当						△10		△10			△10
		当期純利益						200		200			200
		自己株式の取得							△ 5	△ 5			△ 5
	株主資本以外（純額）										△15		△15
	計		20	20			15	175	△ 5	225	△15		210
当期残末高			120	50	10	20	55	675	△30	900	20	10	930

4　旧商法と会社法での計算書類・申告書の関連

《旧商法と法人税》

旧商法下における法人税法は、各事業年度ごとの未処分利益から利益処分によって、配当や役員賞与の支払い、準備金・積立金の積立てが行われるという考え方を採っていましたので、計算書類と法人税の申告書との関連は次のとおりとなっていました。

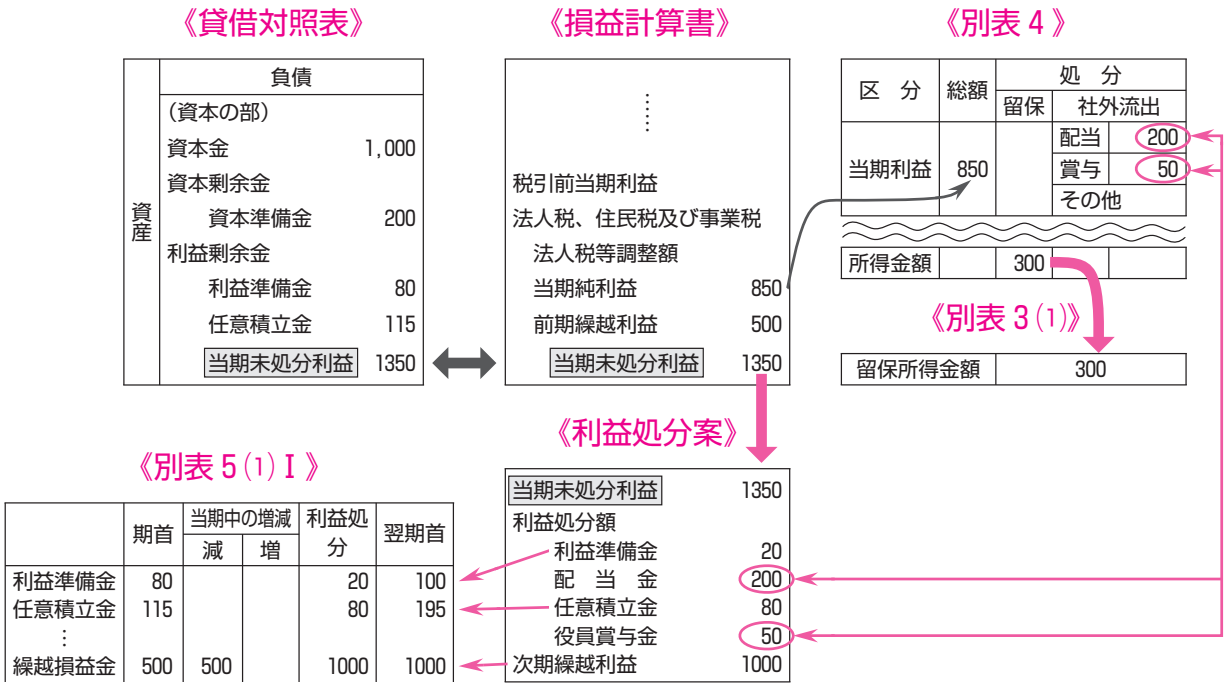

《会社法と法人税》

会社法では、配当の支払回数の制限もなく財源規制も柔軟になったため、法人税では、配当は原則としてその効力が生ずる日に行われたものと考えることとなりました。

《貸借対照表》

	負債	
資産	（純資産の部）	
	株主資本	1,000
	資　本　金	
	資本剰余金	
	資本準備金	200
	利益剰余金	
	利益準備金	80
	任意積立金	115
	繰越利益剰余金	1300

《損益計算書》

（役員賞与は当期の費用となります）

役員賞与引当金繰入額	50
⋮	
税引前当期利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	800

（PL の末尾は「当期純利益」です）

《別表４》

区　分	総額	処　分		
		留保	社外流出	
当期利益	800		配当	150
			その他	
役員賞与引当金繰入額	50	50		
所得金額		350		

《別表３(1)》

留保所得金額	350
前期末配当	(＋)150
当期末配当	△200

《別表５(1)Ⅰ》

	期首	当期中の増減		翌期首
		減	増	
利益準備金	80			80
任意積立金	115			115
⋮				
繰越損益金	650	650	1300	1300

《株主資本等変動計算書》

		資本金	資本準備金	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金	計
前期末		1000	200	80	115	650	2045
当期変動額	剰余金の配当					△150	△150
	当期純利益					800	800
	計					650	650
当期末		1000	200	80	115	1300	2695

① 当期中の配当金支払額　150
② 基準日が当期に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期であるもの　200
→従来の利益処分案（利益準備金20、任意積立金80の増加も翌期になります。）

ただし、会社法適用初年度については、直前事業年度に係る期末配当は、前期において既に社外流出の処理をしていますので、当期の別表４の社外流出欄には記載されません。また、別表５(1)Ⅰの繰越損益金と株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の前期末残高は一致しません。

5　役員賞与の会計処理

役員賞与は発生した会計期間の費用として処理されることになりました。したがって、当期における役員の職務執行の対価である役員賞与を翌期に開催される株主総会決議により支給する場合には、次のような会計処理が必要です。

当期　（役員賞与引当金繰入額）×××　　（役員賞与引当金）×××
翌期　（役員賞与引当金）　　×××　　（現　　金）×××

二　特定同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し

（法法67、81の13）

同族会社の場合、利益が出ても、オーナー自身が株主として受け取る配当金に対する所得税の課税を免れるためにあえて配当をせず社内留保するなど、税負担の軽減を図ることが比較的容易です。そこで、同族会社が所得のうち一定の金額を社内に留保したときは、通常の法人税とは別にその留保金に対して特別に課税することとされています。

留保金課税額＝〔{(所得－社外流出)－法人税等}－留保控除額〕×特別税率

※　特別税率　年3,000万円以下の部分……10%
年１億円以下の部分……15%
年１億円超の部分……20%

しかし、中小企業については、資金調達能力が不足しており、内部留保を充実させていく必要から、平成12年度の税制改正で、一定の中小企業やベンチャー企業で青色申告法人については、同族会社の留保金課税を適用しない特例が設けられました。以後数度の改正を経て、平成18年度の税制改正では、対象となる法人を従前は**「同族関係者３グループで株式等50%超保有の法人」**としていたのを、**「同族関係者１グループで株式等50%超保有の法人」**のみに限定した上で、さらに内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることにより、平均的な配当を行えば課税されなくなるという抜本改正が行われました。これにより中小企業にとって不可欠な内部留保の充実が図られることになりました。

なお、留保金課税以外における同族会社の判定は、上位３株主グループの持株割合、議決権割合、持分会社の社員数割合により行います。

会社法制定への対応

会社法では、配当について回数制限が撤廃され、財源規制も柔軟になったため、配当がどの時期のものかにつき次のとおり整理されました。

従　来

各決算期ごとにその決算期の利益から配当が行われるという考え方（当期分の配当）

→

会社法施行後

配当の効力が生ずる日に利益の分配が行われるという考え方（翌期の配当）

ただし、留保金課税については、その配当の支払決議の日が、その支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日（翌期首）からその事業年度の決算の確定の日までの期間内にあるものについては、その基準日の属する事業年度（当期）の配当として留保金額を減少させる手当てがされています。

			改正前	改正後
法人税法	同族要件		３株主グループによる持株保有割合50%超	１株主グループによる持株保有割合50%超
	留保控除額◆次のうち最も多い金額	①所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40%（中小特定同族会社は50%）
		②定額基準額	年1,500万円	年2,000万円
		③積立金控除額	期末資本金×25%－利益積立金	期末資本金×25%－利益積立金
		④自己資本比率基準額（中小特定同族会社のみ）	—	自己資本比率（注）が30%に達するまでの金額 （注） 自己資本（同族関係者からの借入金を含む）／総資産
租税特別措置法	不適用措置		設立後10年以内の中小企業者	廃止
			中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているもの	２年延長（平成20年３月31日までに開始する事業年度）
			自己資本比率が50%以下の中小法人	廃止

適用期日

上表の改正は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度から適用します（平18改所法等附１、23）。なお、配当に係る改正は、会社法施行日（平成18年５月１日）以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用されます。（平18改所法等附43①）

三　会社法の制定に伴う法人税法の整備

昨年成立した会社法は、ここ数年の商法改正の総仕上げとして、全体的な整合性を図る必要から抜本的な改正内容となっており、企業活動の基盤をなす重要な法律です。本年５月から予定されている会社法の施行に伴い今年の税制改正では、法人税等についても重要な改正が行われました。

1　受取配当等、みなし配当の取扱いの整備

（法法23、24、所所法24、25）

株主に対する配当は、法人税等を控除した後の利益を処分して行われますので、配当を受け取った法人において所得金額に計上すると二重課税となってしまうため、企業会計上、収益に計上していても、税務上は益金不算入とされます。

また、配当がない場合でも解散や合併により金銭等の交付を受ければ、税務上、配当があったものとされ（みなし配当）、この金額も益金不算入とされています。

1　受取配当等の取扱い

会社法の創設により旧商法における利益配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻金については、これらをまとめて剰余金の配当とされましたが、法人税法においてはその原資の区分に応じ、従来の制度と同様、配当と資本の払戻しとして取り扱われることとされました。

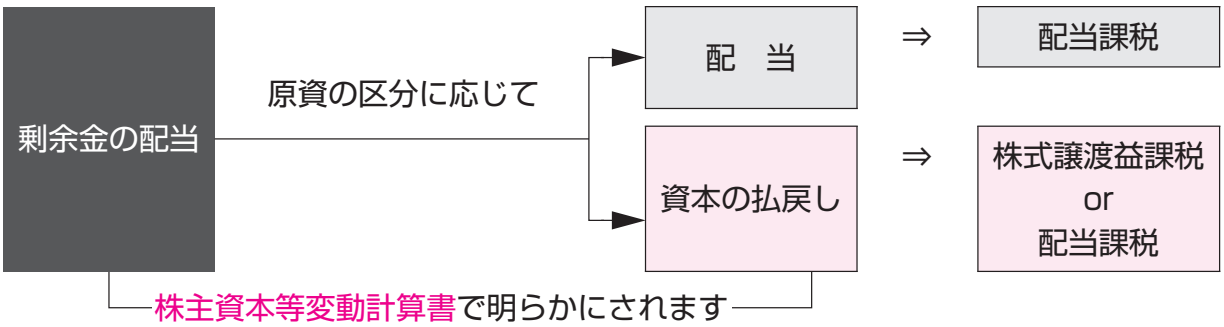

（注）　会社法では、配当制限の観点からは、払込資本か留保利益の区分はなくなりましたが、会計及び税法では、払込資本と留保利益とは混同してはならないという区分は維持されています。

適用期日

この改正は、会社法の施行の日（平成18年５月１日）以後をその支払に係る基準日とする配当等の額について適用されています。（平18改所法等附26、４、５）

2　みなし配当の取扱い（所令61②四）

種類株式を発行する法人が自己の株式の取得等を行った場合におけるみなし配当の額の計算についての取扱いは次のようになりました。

改正前		改正後
種類株式に関して、みなし配当課税について特段の規定はなし	→	みなし配当の額の計算については、その法人の資本金等の額を株式の種類ごとに区分して行う

適用期日

この改正は、平成18年４月１日以後に行われる自己の株式の取得等について適用されます。また、同日前に種類株式を発行している法人の資本等の金額の区分については、所要の経過措置が講じられています。（平18改所令附６④）

2　株式等の取引の取扱い

1　株式無償割当て等

会社法には株式の無償割当ての制度が設けられています。これは新たな払込みが行われないでその会社の株式を割り当てる制度であり、その経済的な実質は株式の分割に近いものです。そこで、その取扱いは次のようになりました。

改正前		改正後
株主が受けた株式無償割当て･新株予約権無償割当て	→	課税関係が生じない

適用期日

この改正は、会社法の施行の日（平成18年５月１日）以後に行われる株式無償割当て等について適用されます。（平18改所法等附18①）

2　自己株式（法令８①）

法人税法上も、会社法や会計と同様に法人が自己の株式を取得した場合には、資産に計上せず、取得時に資本金等の額を及び利益積立金額を減少させることになりました。

適用期日

この改正は、平成18年４月１日以後に取得される自己の株式について適用されます。また、同日において有する自己の株式については所要の経過措置が講じられます。（平18改法令等附４①）

3　ストック・オプションの非課税等の特例制度の適用対象者（措法29の２）

特定の取締役等の新株予約権等の行使による株式の取得（ストック・オプション）の非課税等の特例制度の適用対象者の範囲に「執行役」が追加されました。

適用期日

この改正は、会社法の施行の日（平成18年５月１日）以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権等に係る株式について適用されます。（平18改所法等附88）

3　配当の流出時期等の見直し

会社法により配当の回数制限が撤廃されたため、事業年度と配当を期間対応させることを廃止し、剰余金の配当等はその効力発生時で処理することになりました。

これに伴い、同族会社の留保金課税における留保金額から決算確定日までに決議される配当額を減額する手当て（法法67④）、所得税額控除について配当計算期間に代わるべきものとして、前回の基準日から今回の基準日までの期間における判定（法令140の２②）、固定資産の圧縮記帳等の経理方法について、決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積立てる方法も対象とするなどの措置が講じられました。

4　その他の改正

①　同族会社の判定基準に議決権等が追加されました。

②　役員の範囲に会計参与が追加されました。

③　「資本等の金額」が「資本金等の額」に変更されました。

改正前		改正後
資本等の金額⇒資本の金額と資本積立金額との合計額	→	資本金等の額⇒株主等から出資を受けた金額（法法２十六、法令８）

四　役員給与の損金算入制度の見直し等

平成18年５月施行の「会社法」では、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化されます。一方で、最低資本金制度の撤廃等により個人事業者が法人形態を選択することが容易になってきました。

このため、役員給与について、いわゆる定期定額要件が緩和されることとなり、あらかじめ確定した時期に確定した金額を支給する非業績連動型の役員給与については損金算入が認められることとなり、また一方で、実質的な一人会社のオーナーへの役員給与について、経費の二重控除に相当する給与所得控除相当部分の法人段階での損金算入が制限されることとなりました。

なお、業績連動型の役員給与は、原則として損金不算入ですが、透明性・適正性を確保するための一定の要件を満たせば損金算入が可能となりました。

役員給与の損金算入の範囲（業務主宰役員を除く。）

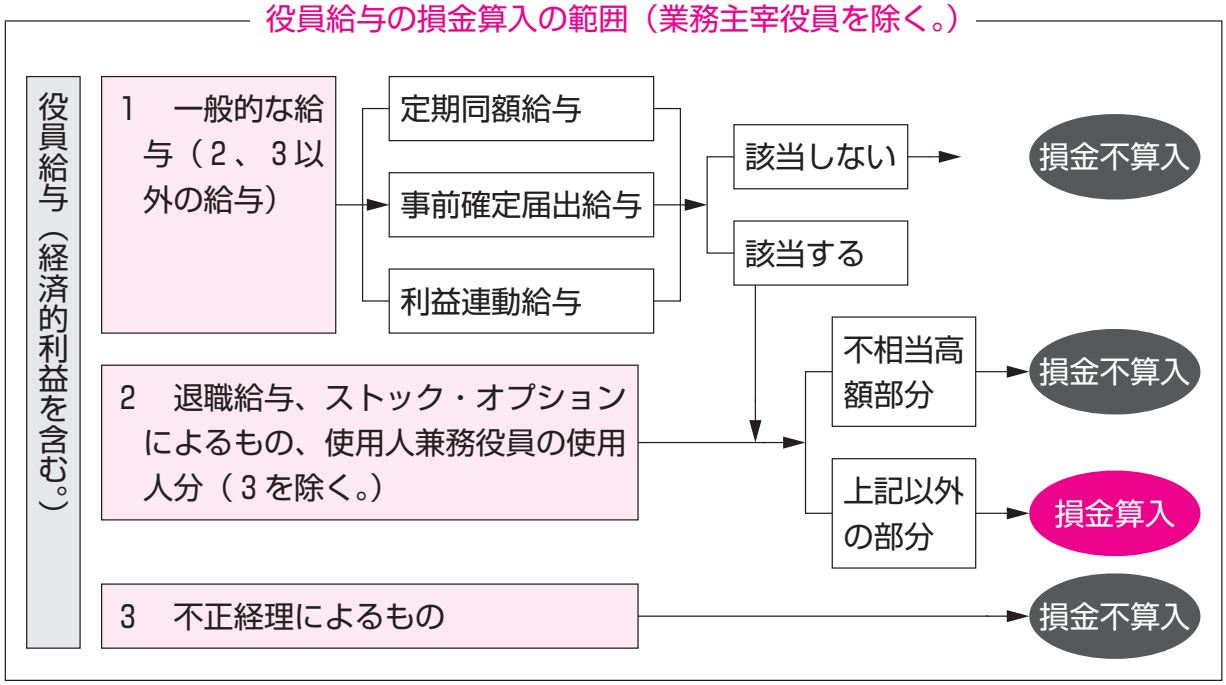

※利益連動給与以外のものは損金経理要件はありません。

1 定期同額給与の損金算入

（法法34、法令69）

次の役員給与は定時同額給与として損金の額に算入されます。

1	支給時期が１月以下の一定期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額であるもの
2	会計期間開始の日から３月を経過する日までに改定された場合 ｛改定前の各支給時期で同額であるもの ｛改定後の各支給時期で同額であるもの ３か月
3	経営状況の悪化等により減額改定された場合 ｛減額改定前の各支給時期で同額であるもの ｛減額改定後の各支給時期で同額であるもの
4	継続的に供与される経済的利益のうち、その額がおおむね一定であるもの

2 事前確定届出給与の損金算入

（法法34、法令69）

定期同額給与及び利益連動給与以外の給与で確定した時期において確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与の額は、その定めの内容に関する届出を税務署長に提出している場合に限り、原則として、損金の額に算入されることになりました。

届出は、その給与に係る職務の執行を開始する日とその事業年度開始の日から３月を経過する日のいずれか早い日までに次の事項を記載した書類により行います。（法規22の３①）（平成18年４月１日以後最初に開始する事業年度において届出期限が３月経過日以前となる場合には、その届出期限は３月経過日とされます。ただし、役員給与の支給額・支給時期が職務執行開始日までに定められていな

いものは対象外です。)

①	氏名及び役職名
②	支給時期と各支給時期ごとの支給金額
③	②の時期及び金額を定めた日とその定めた機関等
④	事前確定届出給与に係る職務執行を開始する日
⑤	定期同額給与としない理由及び支給時期を②とした理由
⑥	①の者につき事前確定届出給与と定期同額給与を支給する場合には、定期同額給与の支給時期と支給金額
⑦	①の者に対して直前期に支給した給与について、支給時期及び支給金額
⑧	当期における他の役員に対する給与の支給時期と支給金額
⑨	その他参考となるべき事項

上記の届出をすることにより、次のような役員給与について損金の額に算入されることになります。

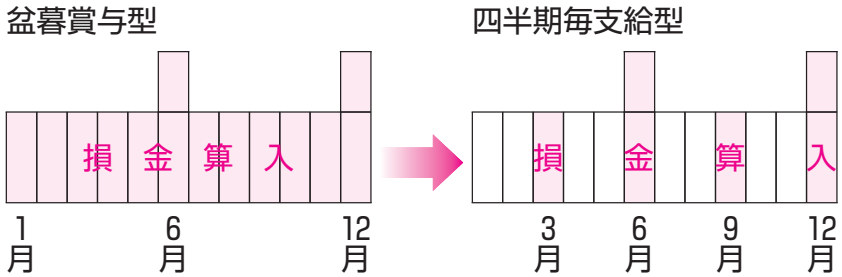

3 利益連動給与の損金算入

(法法34、法令69)

利益を基礎として算定されるの役員給与は、原則として、損金不算入でしたが、算定手続等の透明性・適正性が確保された一定の要件を満たす業績連動型の役員給与(利益連動給与)については、損金算入が可能となりました。

透明性・適正性を確保するための主な要件としては、次のようなことがあげられます。

利益連動給与

改正前

原則として

損金算入不可

改正後

透明性・適正性を担保するための要件を満たしたものであれば損金算入可能

（主な要件）

① その法人が非同族会社であること。

② 確定額を限度として、客観的な算定によるものであること。

③ ②の算定方法について、会計期間開始の日から３月以内に報酬委員会や株主総会による決定等の適正な手続がとられていること。

④ ②の算定方法が、有価証券報告書等で開示されていること。

⑤ 業務を執行する他の役員の役員給与について、②から④までと同様の要件を満たすものとされていること。

⑥ 利益に関する指標の数値が確定した後１月以内に支払われる見込みであること。

⑦ その事業年度において損金経理されていること。　等

4 特殊支配同族会社の役員給与の給与所得控除部分の損金不算入措置

（法法35）

同族会社の業務主宰役員及びその特殊の関係にある者（業務主宰役員関連者）が、事業年度終了の時において発行済株式又は出資の総数又は総額の90％以上の数の株式又は出資を所有し、かつ、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める場合には、その業務を主宰する役員に対して支給する役員給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金不算入とされました。

ただし、①その同族会社の所得等の金額（所得金額と所得金額の計算上損金の額に算入されたその給与の額の合計額）の直前３年以内に開始する事業年度

における平均額（基準所得金額）が年800万円以下である場合又は、②基準所得金額が800万円超年3,000万円以下であり、かつ、年換算の業務主宰役員給与額が基準所得金額の50%以下である場合は、適用除外となります。

$$\text{基準所得金額} = \left[\left(\text{所得金額} + \text{業務主宰役員給与額} + \text{繰越欠損金の適用金額}\right) - \left(\text{欠損金額} - \text{業務主宰役員給与額} + \text{特殊支配同族会社該当前に生じた欠損金等}\right)\right] \times \frac{12}{\text{前3事業年度の月数の合計数}}$$

適用対象会社	次の2つの要件に該当する場合 ① 同族会社の業務主宰グループが株式又は議決権割合の90%以上を所有 業務主宰グループ：業務主宰役員／業務主宰役員関連者（法令72①）／業務主宰役員の親族等のうち役員以外の者（法令 72③）／業務主宰役員の90%以上支配会社（法令 72①） ※特定の者と同一の内容の議決権の行使をすることに同意している者が有する議決権は、当該特定の者が有するものとみなします。（法令72④） ② 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が役員の過半数を占める ※役員には法人税法上のみなし役員を含みます。
適用除外	基準所得金額が、①又は②の場合 ①年800万円以下 ②年800万円超3,000万円以下で、かつ、$\frac{\text{業務主宰役員給与額}}{\text{基準所得金額}} \leq 50\%$

業務主宰役員給与の損金不算入額

給与額	損金不算入額
0万円 ～ 65万円	給与額 × 100%
65万円 ～ 162.5万円	65万円
162.5万円 ～ 180万円	給与額 × 40%
180万円 ～ 360万円	給与額 × 30% ＋ 18万円
360万円 ～ 660万円	給与額 × 20% ＋ 54万円
660万円 ～ 1,000万円	給与額 × 10% ＋120万円
1,000万円 ～	給与額 × 5% ＋170万円

適用期日

これらの改正は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度について適用されます。（平18改所法等附23）

改正前

個人事業者が法人成りをすれば、オーナーの役員給与について、法人段階では損金算入ができ、個人段階では給与所得控除が利用可能となり、経費の二重控除となる

個人事業者		法　人		オーナー給与
売　上	2,000万円	売　上	2,000万円	
経　費	800万円	経　費	800万円	
		役員の給与	1,000万円	→ 1,000万円
				給与所得控除△220万円
所　得	1,200万円	所　得	200万円	780万円
			980万円	課税ベース220万円減少

改正後

特殊支配同族会社の役員給与について、給与所得控除相当分を法人段階で損金不算入とする

法　人		オーナー給与
売　上	2,000万円	
経　費	800万円	
役員の給与	1,000万円	→ 1,000万円
損金不算入	220万円	給与所得控除△220万円
所　得	420万円	780万円
	1,200万円	
	課税ベースでは個人事業者と同じ	

五　中小企業・ベンチャー支援関係

1　交際費等の損金不算入の特例の延長及び課税の範囲の明確化

（措法61の４、68の66）

交際費は、法人税の所得計算上は一定限度額までしかその事業年度の損金に算入されませんが、中小企業にとっては、販売促進活動などに交際費は事業活動上不可欠であり、交際費が損金として認められることは非常に重要です。また、交際費の範囲については、政令や通達等で定められていますが、会議費等の隣接費用との区分が明確でないことから、隣接費用について交際費であると税務調査の際に認定されることも多く、今までにもその解釈や運用をめぐって様々な議論が行われてきました。

今年の改正では、資本金１億円以下の中小企業に限って認められている交際費の一部損金算入の特例措置の適用期限が平成20年３月31日まで２年間延長されたうえ、さらに一人当たり5,000円以下の一定の飲食費について損金算入が認められることになりました。

なお、この改正は、次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

①	飲食等のあった年月日
②	参加した得意先等の氏名・名称とその関係
③	参加した者の数
④	その費用の金額、その飲食店等の名称・所在地等
⑤	その他参考事項

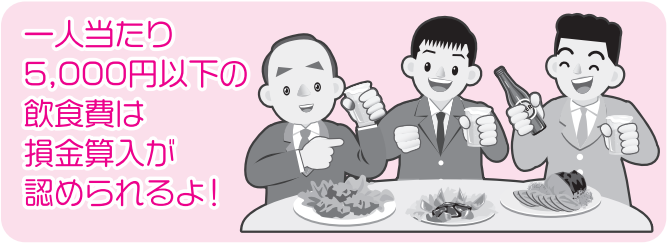

●最近の交際費課税制度の改正

交際費等の損金不算入額 ＝ 交際費等支出金額のうち定額控除限度額を超える金額 ＋ ◆交際費等支出金額 ◆定額控除限度額 いずれか少ない金額 × 損金不算入割合

	期末資本金額	平成６年度	平成10年度	平成14年度	平成15年度
定額控除額	1,000万円以下	400万円	400万円	400万円	400万円
	5,000万円以下	300万円	300万円		
	１億円以下	０円	０円	０円	
	１億円超				０円
損金不算入割合		10%	20%	20%	10%

改正前

実務上、１人当たり3,000円が交際費と会議費等の区分の目安

改正後

交際費とは別に、１人当たり5,000円以下の一定の飲食費（役員・従業員又はこれらの親族に対するものを除きます。）について損金算入が認められる（大会社も適用可）

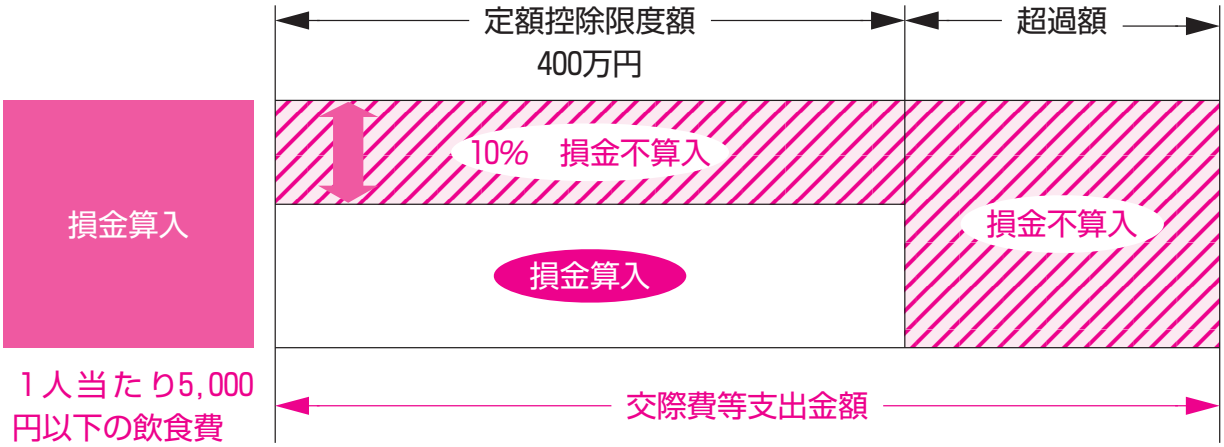

適用期日

この改正は、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費について適用されます。

2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長及び損金算入額の見直し

法 措法67の５、所 措法28の２

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は、平成15年度の税制改正で創設されたもので、資本金１億円以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額損金算入（即時償却）が認められる制度です。

この特例制度については、「平成16年中小企業実態基本調査」（中小企業庁）によると、中小企業の約１割に当たる約14万社余りの企業がこの特例制度を適用し、そのうち資本金1,000万円以下の小規模企業が約７割を占めるなど、小規模企業で積極的に活用されています。また、特例利用企業のうち、約９割の企業の年間損金算入額は300万円以下となっています。

今年の改正では、このような実態を背景に、特例の適用対象となる損金算入額の限度額を年間合計300万円までとし、300万円を超える部分に係る減価償却資産は対象から除外し、適用期限が平成20年３月31日まで２年間延長されました。

改正前

取得価額が１件当たり30万円未満の減価償却資産については全額損金算入（即時償却）が認められる（合計金額は無制限）

→

改正後

損金算入額の上限を年間合計300万円とする
※平成20年３月31日まで２年延長

この改正により少額減価償却資産の損金算入制度は次表のようになります。

	取得価額	損金算入（償却方法）	年間限度額
本　　則	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	—
	20万円未満	３年間で均等償却	—
中小企業のみ	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	合計300万円

適用期日

この改正は、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に取得等をする減価償却資産について適用され、平成18年３月31日以前に取得等したものは、なお従前の例によります。（平18改所法等附119、87）

3　中小企業者に対する欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長

（措法66の12）

欠損金の繰戻しによる還付措置は、平成４年度から適用が停止されており、原則として行われていませんが、中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和するための特例措置として、創業５年以内の中小企業者に限って欠損金の繰戻し還付措置が認められています。

今年の改正では、この特例措置の適用期限が平成20年３月31日（改正前平成18年３月31日）までに終了する事業年度まで２年間延長されました。

欠損金の繰戻し還付
（原則として不適用）

改正後
平成20年３月31日終了事業年度まで２年延長

→

不適用除外
中小企業者の設立登記日を含む事業年度の翌事業年度から５年間の事業年度

4　中小企業投資促進税制の見直し・延長

（法 措法42の６、所 措法10の３）

中小企業投資促進税制は平成10年に創設され、青色申告法人である中小企業者等が取得する機械装置等に対して初年度30％の特別償却又は７％の税額控除（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除の適用があります。）が認められる制度です。

今年の改正では、その対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機が加えられるとともに、その対象資産から電子計算機等以外の器具備品が除外されたうえ、その適用期限が平成20年３月31日（改正前平成18年３月31日）まで２年延長されました。

(1) 中小企業者等の範囲

資本金又は出資金の額が１億円以下の法人（大規模法人の子会社は除かれます。）、資本又は出資のない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。なお、農業協同組合等及び資本金又は出資金の額が3,000万円以下の中小企業者だけが取得の場合の税額控除の適用があります。

(2) 対象資産の範囲

改正前	改正後
① 機械及び装置（１台の取得価額160万円以上（注１））	① 同左
② 次に掲げる器具備品（１台又は同一種類の取得価額の合計額120万円以上（注２）） ア 電子計算機 →	② 同左 電子計算機
イ デジタル複写機 ウ ファクシミリ エ デジタル交換機 オ デジタルボタン電話設備 → カ 電子ファイリング設備 キ マイクロファイル設備 ク IC カード利用設備 ケ 冷房用又は暖房用設備	（イ～ケまで廃止） ・追加 デジタル複合機
③ 普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上）	③ 同左
④ 内航船舶（取得価額の75％が対象）	④ 同左
⑤ ——	⑤ 追加 ソフトウエア

（注１） リースの場合はリース費用の総額210万円
（注２） リースの場合はリース費用の総額160万円

適用期日

この改正は、平成18年４月１日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、同日前に取得等したものは、なお従前の例によります。（平18改所法等附104、80）

六　研究開発税制・情報基盤強化税制

1　試験研究費に係る税額控除制度の見直し・強化

（法措法42の４、所措法10）

激化する国際競争に勝ち抜く産業競争力を実現するために、民間企業の研究開発のより一層の促進が不可欠であるといえます。そのために、研究開発促進税制の恒久的措置に加え、研究開発投資の増加額について税額控除の優遇措置を講じることにより、研究開発投資へのインセンティブが強化されます。

1　試験研究費の総額に係る税額控除制度と増加試験研究費に係る税額控除制度の統合

①　改正前の試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）

試験研究費の総額に係る税額控除制度は、試験研究費の総額に対し次の控除割合（以下「試験研究費の総額に係る税額控除割合」といいます。）を乗じた税額控除を行うことができるというものです（ただし、当期の法人税額の20%を限度とします。）。

試験研究費の総額に係る税額控除割合は、当期の試験研究費の総額の当期以前４年間の平均売上金額に対する割合（以下「試験研究費割合」といいます。）に応じて、次のとおりです。

	A　試験研究費割合	B　税額控除割合
イ	10%以上	10%
ロ	10%未満	８%＋試験研究費割合×0.2

（注）　平成15年１月１日から平成18年３月31日までの間に開始する各事業年度については、上表Ｂ欄中の「10%」を「12%」と、「８%」を「10%」とします。

②　改正前の増加試験研究費に係る税額控除制度（増加型）

増加試験研究費に係る税額控除制度は、適用年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える額の15%相当額を法人税額から控除することができるというものです。

この場合の比較試験研究費の額とは、適用年度の開始の日前５年以内に開始した事業年度（比較事業年度）の試験研究費の額のうち多い方から３期分の平

均額をいいます。

③　総額型と増加型の統合

今年の改正では、従来、選択制となっていた上記①と②の制度について、①試験研究費の総額に係る税額控除制度を恒久的措置として、②増加試験研究費に係る税額控除制度を２年間の時限的措置（平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に開始する各事業年度について適用）として、試験研究費の総額に係る税額控除制度に統合する形で行われました。

平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分（増加額）について、さらに５％の税額控除が追加されました。この場合の比較試験研究費とは、過去３事業年度の試験研究費の平均額をいいます。また、当年度の試験研究費の額

参考　研究開発税制の見直し（「増加型」と「総額型」の統合）

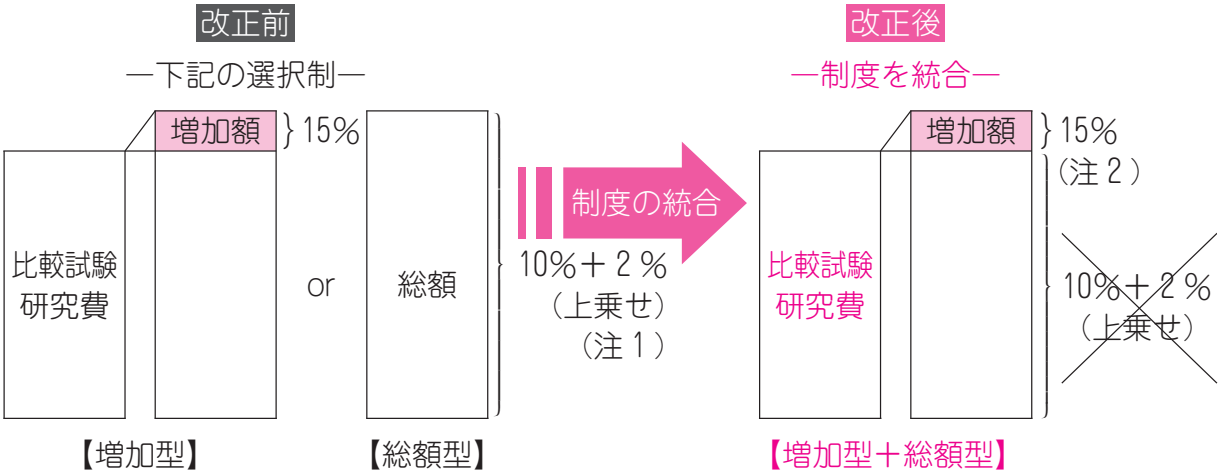

増加型と総額型の統合により研究開発費を増加させるインセンティブを付与。
〔オーファンドラッグ（希少疾病用医薬品及び希少疾病用医薬機器）の試験研究費については、産学官連携の場合と同様一律12%の税額控除を行う。〕

（注１）　総額型の控除率は、売上高に占める試験研究費の割合に応じて８～10%（中小企業者等については12%）となる。

（注２）　増加額については、総額型の控除率に５％上乗せすることになる。すなわち、増加額については、大企業は13～15%、中小企業者等は17%の控除率となる（２年間（平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間）の時限措置）。

（出所）　財務省資料

が、直近の２事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費よりも多いことが条件となります。この結果、恒久的措置である試験研究費の総額に係る税額控除制度が８％～10％の税額控除となりますので、試験研究費増加額（下図のＢの部分）については５％が追加され、合計13％～15％の税額控除となりました。

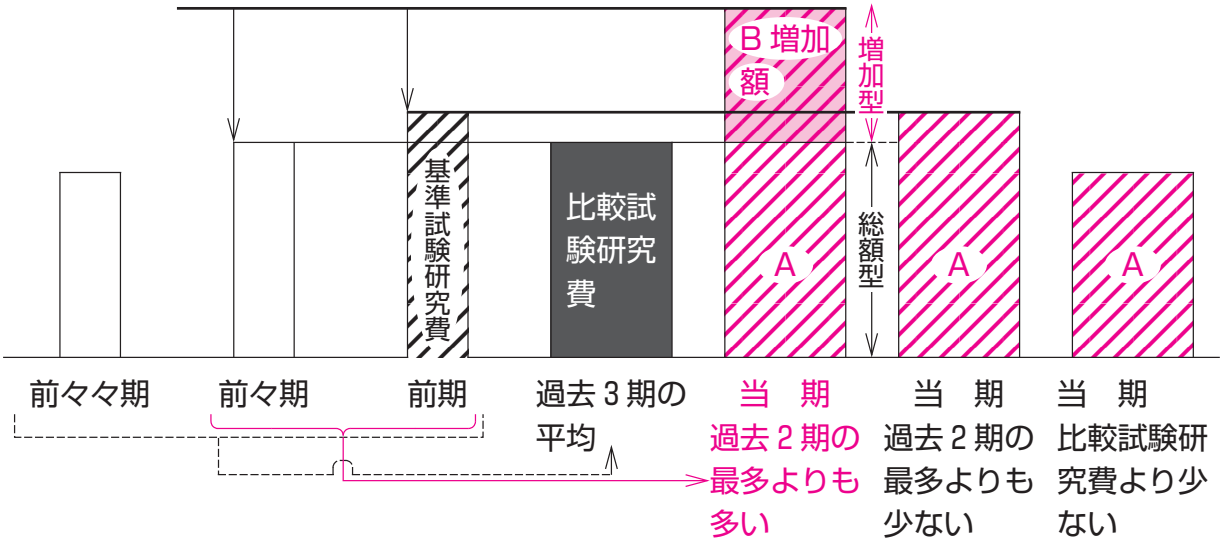

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{当期の試験研究費の総額}}{\text{売上金額（当期を含む過去４年間の平均売上金額）}}$$

	税額控除割合	
	総額型（上記図Ａ部分）	増加型（上記図Ｂ部分のみ）
10%以上	10%	⊕５％
10%未満	８％＋試験研究費割合×0.2	

◆税額控除額の計算例◆

～試験研究費を70億円から100億円に増額した場合～

① 平成18年度試験研究費：100億円
② 税額控除割合：10%
③ 比較試験研究費：70億円（15年度：60億円、16年度：70億円、17年度：80億円）

＜税額控除額の計算＞

【恒久的措置Ａ】　100億円×10%＝10億円
【時限措置　Ｂ】　（100億円－70億円）×５％＝1.5億円
【控除合計額Ａ＋Ｂ】10億円＋1.5億円＝11.5億円

（ただし、法人税額の20%が限度）

適用期日

個人事業者の場合は、平成19年分以後の各年分について適用され、平成18年分までは、なお従前の例によります。（平18改所法附79①）

2　中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業の試験研究費の税額控除制度についても、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分（増加額）について、５％の税額控除が追加されました。

この結果、中小企業の試験研究費の税額控除制度については、恒久的措置の部分が一律12％であることから、試験研究費増加額に対して合計17％の税額控除となりました。（ただし、法人税額の20％が限度です。）

税額控除額　＝　試験研究費の額×12％　＋　試験研究費増加額×５％

3　特別試験研究費等の範囲の拡充

産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度について、試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究の適用対象となる特別試験研究費等の範囲に、「希少疾病用医薬品」及び「希少疾病用医療機器」に関する試験研究費が加えられました。

㊟　「研究開発税制における増加試験研究費の特別税額控除」と「研究開発税制における試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の特別税額控除」は廃止されました。

2　情報基盤強化税制の創設

（法措法42の11、68の15、所措法10の６）

情報セキュリティの強化及び産業・国際競争力の強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報システム投資を促進することを目的として、情報基盤強化税制が創設されました。

この情報基盤強化税制は、青色申告書を提出する事業者が、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であっ

て情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の50%相当額の特別償却と10%相当額の特別税額控除との選択適用ができるものです。

＜情報基盤強化税制の概要＞

平成18．4．1～平成20．3．31

償却限度額 ＝ 普通償却 ＋ 基準取得価額×50%（特別償却）

法人税等 ＝ 通常納める法人税等 － 基準取得価額×10%（特別税額控除）

（注） ただし、この制度は、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については１年間の繰越しができます。また、基準取得価額とは、取得価額×70%をいいます。

また、資本金１億円以下の中小企業については、リース費用の総額が420万円以上の一定のリース資産の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、リース費用の総額の42%相当額について、その10%相当額の特別税額控除ができることとされました。

●中小企業者のリース税額控除

平成18．4．1～平成20．3．31

資本金１億円以下の法人 ➡ ｛リース費用の総額 × 42%｝ × 10%の特別税額控除

【対象投資の内容】
① 基本システム
イ サーバー用のオペレーティングシステム
ロ サーバー用の電子計算機
② データベース管理ソフトウェア又はデータベース情報加工ソフトウエア
③ ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置（＊）（①又は②と同時に設置するもの）
＊１ いずれもISO等に基づいて評価・認証されたものに限ります。 ＊２ 年間投資額は、資本金１億円以下の法人は300万円以上、資本金１億円超10億円以下は3,000万円以上、資本金10億円超は１億円以上です。（リースの場合リース費用の総額は420万円以上）

適用期日

この改正は、平成18年４月１日以後に取得等をする減価償却資産について適用し、同日前に取得等したものは、なお従前の例によります。（平18改所法等附105、81）

七　組織再編税制等の改正

平成13年度及び14年度の税制改正により、組織再編税制が整備され、連結納税制度が創設されるなどの大改正が行われましたが、その後の経済環境の変化などを受けて平成18年度の税制改正においても次の見直しが行われました。

1　株式交換・株式移転に係る税制の本則化と税制の整備

（法法61の２、61の11、61の12、62の９、63、81の９）

新会社法の制定に合せ、他の組織再編行為との課税の公平性や租税回避の防止、株式交換制度の円滑な利用促進の観点からこれまで租税特別措置法（旧67の９・67の10）事項であった制度が本則化され、次の見直しが行われました。

1　完全子法人株式の譲渡損益の繰延べ（法法61の２）

株式交換・株式移転により完全子会社となる法人（特定子会社）の株主には、特定子会社の株式と交換に完全親会社となる法人（特定親会社）の株式が交付されます。この場合において、株式の譲渡が行われたものとして、特定子会社の株主に課税が行われますが、次の条件を満たした場合には、特定子会社の株主に係る株式譲渡損益の課税が繰り延べられることになりました。

〔課税繰延措置の要件〕

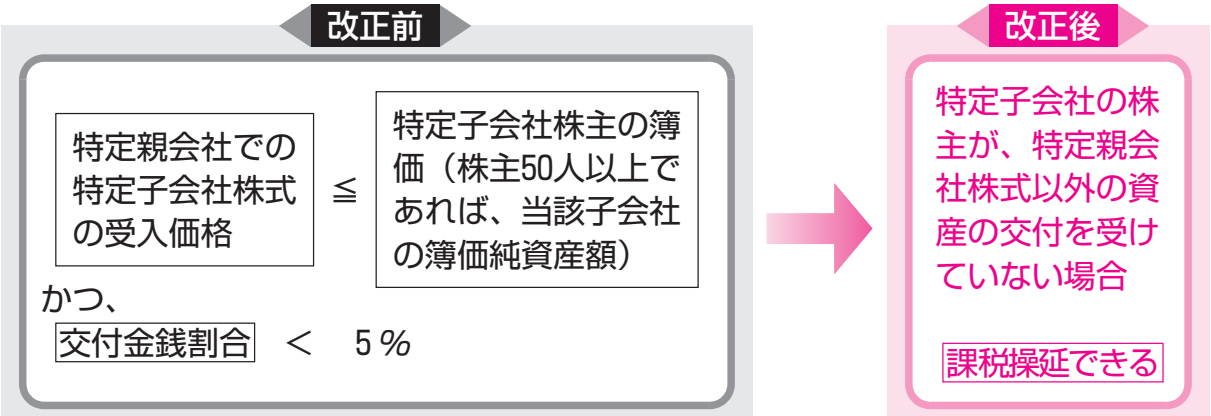

2　完全子法人が有する資産（下記※）の時価評価による評価損益の計上

（法法62の９、63）

次のいずれにも該当しない株式交換が行われた場合には、その完全子法人が

有する資産について、時価評価による評価損益の計上等を行うことになりました。

従来の組織再編税制は、合併、会社分割、現物出資、事後設立を対象とし、株式交換、株式移転は別の取扱いをしていましたが、この改正により、株式交換、株式移転も他の組織再編行為と同列の取扱いがされるようになりました。

a.	企業グループ内の株式交換・株式移転
b.	共同事業を営むための株式交換・株式移転

※時価評価の対象となる完全子法人が有する資産

・固定資産　・土地等　・有価証券　・金銭債権　・繰延資産
㊟　これらのうち、含み損益が資本金等の額の２分の１又は1,000万円とのいずれか少ない金額に満たないものは除かれます。

適用期日

この改正は、平成18年10月１日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用されます。（平18改所法等附24、35、40、41、47）

2　非適格合併等に係る受入処理の見直し

非適格合併等により資産の移転を受けた場合には、企業結合会計の取扱いに応じた次の措置が講じられます。

1　「のれん」又は「負ののれん」の計上

受け入れた資産及び負債の純資産額（A）とその資産の移転の対価の額（B）との差額は、資産調整勘定（A＜B の場合）又は負債調整勘定（A＞B の場合）として資産又は負債に計上することになりました。

資産・負債の純資産価額（A）　と　移転の対価の額（B）　→　資産又は負債に計上

2　退職給与に係る債務の計上（法法62の８）

企業結合会計の適用が開始されるに伴い、企業会計と税法上の取扱いが相違することによる税務上の問題が生じないように、退職給付引当金の取扱いを企業会計に合わせることになりました。

非適格合併等に伴う引継従業者の退職給与に係る債務（退職給与債務引受額）

負債調整勘定の金額として、負債の部に計上する

この改正は、会社法の施行の日（平成18年５月１日）以後に行われる非適格合併等について適用されます。（平18改所法等附39）

八　国際課税関係の改正

1　非永住者制度の対象者の見直し

（所法２①四）

非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち５年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とされました。

	改正前		改正後
非永住者の範囲	居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて５年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	→	居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち５年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人

この改正は、平成18年４月１日以後の非永住者の判定について適用されます。（平18改所法等附３）

2　過少資本税制の見直し

（措法66の５）

会社が資金を調達する場合、法人税法上、出資に対する対価である支払配当については損金算入が認められませんが、借入れに対する対価である支払利息については損金算入が認められています。例えば、子会社が親会社から資金を調達する場合、親会社から出資を受けるより借入れを行った方が、支払利息を損金計上できる分だけ、子会社の税負担が軽くなってしまいます。

この場合、親子会社とも国内の法人であれば、子会社が損金算入した支払利

息は、親会社において受取利息として益金算入されますので、原則として影響がありませんが、子会社がわが国の法人で親会社が海外の法人である場合、子会社が親会社からの出資を減らし、その分借入れを増やすと、わが国における税負担を少なくすることができます。

そこで、このようなわが国における税負担の軽減を防止するため、わが国にある外資系企業等が海外の親会社等（「国外支配株主等」といいます）に支払う利息のうち一定額を損金不算入とするという過少資本税制（「国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例」）が平成４年から設けられています。

【過少資本税制の概要】

この制度は、わが国の法人が各事業年度において、その国外支配株主等からの利付負債の平均残高が国外支配株主等の資本持分の３倍に相当する金額を超える場合、その国外支配株主等に支払う負債の利子の額のうち、その超える部分に対応する部分の金額はその法人の所得金額の計算上損金の額に算入しないというものです。

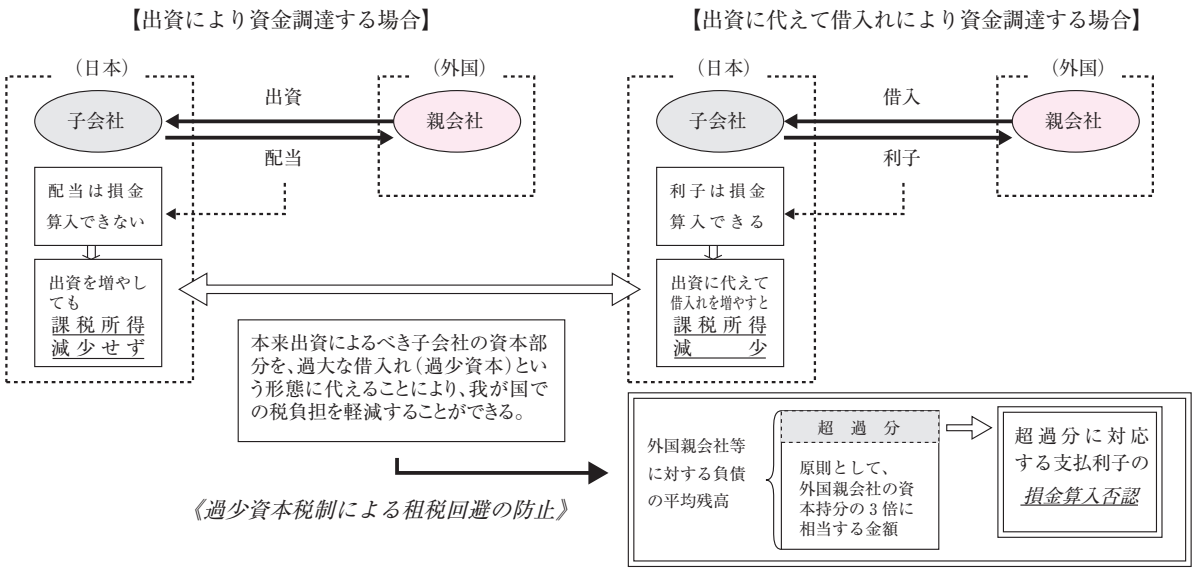

この国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（いわゆる過少資本税制）について、次の措置が講じられました。

(1)　国外支配株主等に対する負債から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引（レポ取引）等に係る負債を控除することができることになりました。この場合において、適用要件となる国外支配株主等に対する負債の国外支配株主等の資本持分に対する倍率は、２倍超とされます。

(2) 対象となる負債及びその負債の利子に、次のもの（我が国の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子等を除く。）を加えられました。
① 国外支配株主等が債務の保証をすることにより第三者が資金を供与した場合の債務の保証料
② 国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合の債券の使用料又は債務の保証料

適用期日

(1)の改正は平成18年４月１日以後に終了する事業年度について、(2)の改正は平成18年４月１日以後に開始する事業年度についてそれぞれ適用されます。（平18改所法等附114）

3 条約相手国から犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備

（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の10条の２、10条の３）

租税条約上の情報交換規定により、税法の適正な執行のために必要な情報を国内法制の範囲内で交換することとなっていますが、近年の脱税等のいわゆる犯則事件調査のための情報交換の必要性に対する各国税務当局の認識が高まっています。ところが、わが国の法制は、相手国からの情報提供要請が犯則事件の調査を目的とする場合には、これに基づく情報収集は行うことができず、相手国への情報提供が困難で、国際的な互恵主義の観点からも、国際的な潮流に反し、国際的信任が低下するおそれがありありました。

そこで、条約相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合に、我が国に課税利益がない場合も含め、任意調査を行うことができることになりました。また、司法審査を経た上で、強制調査を行うことができることになりました。

条約相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合

改正前
我が国にも課税利益がある場合以外の情報提供の要請に基づく情報収集は行うことができない

→

改正後
我が国に課税利益がない場合も含め、任意調査を行うことができる（司法審査を経た上で、強制調査を行う）

4　移転価格税制の「独立企業間価格」の算定方法の整備

（措法66の４）

法人が、国外関連者との間で資産の販売や購入や役務の提供などの取引を行った場合に、これらの「国外関連取引」につき、その法人が国外関連者から支払を受けた対価の額が、「独立企業間価格」に満たないとき、又は、その法人がが国外関連者に支払う対価の額が、「独立企業間価格」を超える場合には、その法人の所得及び解散による清算所得に係る法人税法上、これらの「国外関連取引」は、「独立企業間価格」で行われたものとみなされます。

独立企業間価格＝独立した企業間（非関連者間）で通常成立すると認められる取引価格

国外関連取引＝国外関連者との間で資産の販売や購入や役務の提供などの取引を行った場合の取引

この国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる「移転価格税制」といいます。）について、従来の「独立企業間価格」の算定方法に合わせ、「独立企業間価格」の算定に必要な帳簿書類の提出がない場合の推定課税における「独立企業間価格」の算定方法に、次のものが加えられました。

(1)　類似の事業を営む法人の当該事業に係る営業利益を基に算定する方法（取引単位営業利益法に対応する方法）

(2)　「国外関連取引」に係る事業に係る連結利益を調査対象法人と国外関連者との間で分割して算定する方法（利益分割法に対応する方法）

適用期日

この改正は、平成18年４月１日以後に開始する事業年度の所得について更正又は決定をする場合に適用されます。（平18改所法附113）

	独立企業間価格の算定方法	推定課税における独立企業間価格の算定方法
独立価格比準法	同種同様の状況下で行った非関連者間取引の対価の額	—

再販売価格基準法	比較対象取引に係る売上総利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る売上総利益を基礎として算定
原価基準法	比較対象取引に係る売上総利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る売上総利益を基礎として算定
取引単位営業利益法	比較対象取引に係る営業利益を基礎として算定	類似法人の比較対象事業に係る営業利益を基礎として算定
利益分割法	国外関連取引に係る利益を関連者間で分割して算定	国外関連取引に係る事業に係る連結利益を関連者間で分割して算定

新規追加

5 租税条約を実施するための措置

平成17年の７月には日英租税条約は全面的に改正することとされ、平成17年の10月には日印租税条約は部分的に改正することをそれぞれ基本合意しました。その内容は以下のとおりです。

日英条約（全面改正）

① 投資所得の源泉地国課税（限度税率）の引下げ

		現行条約	新条約	日米条約(参考)
配当	親子間	10%	免税又は５％	免税又は５％
	その他	15%	10%	10%
利子		10%	免税(金融機関等) 10%(その他)	免税(金融機関等) 10%(その他)
使用料		10%	免税	免税

日印条約（部分改正）

	現行条約	新条約
配当	15%	10%
利子	10%(銀行) 15%(その他)	10%
使用料等	20%	10%

今年の税制改正で、租税条約を実施するために国内法制を整備する必要から、次の措置が講じられました。

(1)　我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体を通じて支払を受ける配当等につき、所得税に加えて住民税も対象とする租税条約の適用がある場合における所得税と住民税との配分のために必要な規定の整備が行われました。
(2)　基本合意された日英租税条約に特典条項が設けられることに伴う規定の整備が行われました。
(3)　外国の芸能法人等に対する租税条約の免税手続及び特典条項のある租税条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定手続の規定の整備が行われました。
(4)　我が国の居住者又は我が国に恒久的施設を有する第三国の居住者が、事業体を通じて支払を受ける配当につき租税条約の特典を受けた場合における申告不要制度の適用に関する規定の整備が行われました。
(5)　その他所要の規定の整備が行われました。

6　期限延長

その他国際課税関係で次の改正が行われました。

(1)　民間国外債等の利子の課税の特例の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。（措法６）
(2)　特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税の特例の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。（措法７）
(3)　外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。（措法42の２）

Ⅱ 土地建物に係る税制の改正のポイント

一 地震対策税制

今年の改正では、昨今の地震に対する意識の高まりと状況を踏まえ、建築物の耐震化率を今後10年間で90％まで引き上げることを目標に、耐震性が確保された良質な建築物のストックの形成を促進し、国民の地震等への不安を解消するための税制上の支援策が創設されました。

まず、一定の区域において、昭和56年５月31日以前に建築された一定の家屋について、新たな耐震基準を満たすための耐震改修を行った場合に、所得税額の特別控除を認める制度が新設されました。また、所得税の損害保険料控除制度が見直され、地震保険料控除制度が新たに設けられました。

さらに、事業用の建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律の認定計画に基づいた工事等が行われた場合の特別償却制度が設けられました。

適用期日

耐震改修促進税制は平成18年４月から、地震保険料控除制度は平成19年分以後の所得税から適用されます。（平18改所法等附１、10、76）

1 既存住宅の耐震改修に係る所得税額の特別控除制度の創設

（措法41の19の２）

今年の改正で、平成18年４月１日から平成20年12月31日までの間に、一定の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年５月31日以前に建築された家屋で一定のもの）の耐震改修（建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年６月１日施行）に適合させるための耐震改修をいいます。以下「住宅耐震改修」といいます。）をした場合には、次の金額が税額控除の対象となりました。

その者の居住の用に供する家屋について **住宅耐震改修に要した費用の額**	×10%＝	**所得税額の特別控除の額** （最高20万円。100円未満の端数切捨て）

一定の区域 一定の区域とは、次に掲げる計画に定められた区域をいいます。

① 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の地域住宅計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限ります。）

② 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）の耐震改修促進計画（住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものに限ります。）

③ 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画で、昭和56年５月31日以前に建築された住宅につき、住宅耐震改修のための一定の事業を定めたものをいいます。）

適用期日 この税額控除制度は、確定申告書に、次に掲げる明細書及び書類等の添付がある場合に適用されます。

①	当該控除金額の計算に関する明細書
②	地方公共団体の長の次に掲げる事項を記載した「住宅用耐震改修等証明書」 a 当該一定の区域内の家屋である旨 b 当該住宅耐震改修をした家屋である旨 c 当該住宅耐震改修の費用の額

2 地震保険料控除の創設

（所 所法77、地 地法34、314の２）

今年の改正で、所得税・個人住民税の損害保険料控除制度が大幅に見直され、地震保険料が対象とされる地震保険料控除として生まれ変わりました。改正前の損害保険料控除額の最高額は１万５千円（住民税は１万円）ですが、地震保険料については最高５万円（住民税は２万５千円）の所得控除に拡大されました。

(1)	居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」という。）の全額がその年分の総所得金額等から控除できるようになります（最高５万円）。 （注） 住民税においても所得税と同様の措置が創設されました。ただし、控除金額は、該当地震保険料の金額の２分の１に相当する金額となります（最高２万５千円）。
(2)	経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記(1)の適用を受ける地震保険料に係るものを除きます。）に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用します（最高１万５千円。住民税は最高１万円）。
(3)	上記(1)と(2)を同時に適用する場合には、合わせて最高５万円（住民税は最高２万５千円）が限度とされます。

改正前

損害保険料控除（所得税最高１万５千円まで一定控除）
＊住民税は最高１万円

→

改正後

地震保険料控除（所得税最高５万円まで全額控除）
＊住民税は最高２万５千円まで⇒２分の１を控除

適用期日

これらの改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。また、平成20年度分以後の個人住民税について適用されます。（平18改所法等附10、平18改地法附５④、11④）

3　事業用建築物には２年間の特別償却措置の導入

（法措法44、所措法11の２）

青色申告書を提出する事業者が、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間に、特定建築物について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事が行われる場合において、その特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないときは、その工事に伴って取得又は建設をされる建物の部分について10％の特別償却ができる措置が講じられました。

特定建築物　特定建築物とは、事務所・店舗・百貨店・ホテル・賃貸住宅等の多数の人が利用する建築物で一定規模以上のものをいいます。

〈地震防災対策用資産〉

改正後

特別償却	耐震改修工事に伴って取得又は建設をされる建物の部分	×	10％

4　既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額制度の創設

（地法本法附16⑧）

昭和57年１月１日以前から存していた住宅について、平成18年１月１日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年６月１日施行）に適合させるよう一定の改修工事（１戸当たりの工事費が30万円以上のものに限ります。）を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を一戸当たり120m²相当分を限度として２分の１減額できることになりました。

減額は、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じ、次のとおり実施されます。

改修の時期	減額年分	減額される割合
平18．１．１～平21．12．31	３年度分	$\frac{1}{2}$
平22．１．１～平24．12．31	２年度分	
平25．１．１～平27．12．31	１年度分	

※減額の対象は、１戸当たり120平方メートル相当分までとされます。

〈申告手続〉

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、現行の耐震基準に適合した工事であることにつき、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後３月以内に市町村に申告しなければなりません。

アドバイス 早く改修するほど減額措置は長く受けられる仕組みとなっています。

二 土地流通課税

土地有効利用を推進し、都市・地域経済の再生を進めるとともに、デフレ脱却に向けて土地・住宅投資等の活発化を引き続き後押しするために、土地流通課税について次の特例措置が講じられました。

1 土地を売買した場合の所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の延長等

1 土地の売買に係る所有権移転登記等の登録免許税の税率軽減措置

（措法72）

平成18年４月１日から平成20年３月31日までの間の措置として、土地に関する次の登記に対する登録免許税の税率が、それぞれ次のとおり軽減されました。

登記の区分	本則税率	改正後・軽減措置
売買による所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
所有権の信託の登記	4/1,000	2/1,000

		本則税率	特例・H15.4.1～H18.3.31	改正後・H18.4.1～H20.3.31
売買による所有権の移転登記	土地	2%	1%	1%
	建物	2%	1%	2%
所有権の信託登記	土地	0.4%	0.2%	0.2%
	建物	0.4%	0.2%	0.4%
所有権の保存登記	土地	0.4%	0.2%	0.4%
	建物	0.4%	0.2%	0.4%

㊟ 建物等については、平成18年４月１日以後本則税率が適用されることになります。

参考 **住宅用家屋の軽減措置は平成19年３月31日まで存続！**（措法72の２、73，74）

種類	本則税率	H15.4.1～ H18.3.31の間	軽減税率 H19.3.31まで
所有権保存登記	0.4%	0.2%	0.15%
所有権移転登記	2%	1%	0.3%
抵当権の設定登記	0.4%	0.4%	0.1%

2　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権移転登記等に対する税率の軽減措置の延長等（措法83の３）

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり引き上げたうえ、その適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。

	改正前 ～H18.3.31	改正後 H18.4.1～
①　不動産の所有権の移転登記	6／1,000	8／1,000
②　質権又は抵当権の移転登記	1／1,000	1.5／1,000

2　不動産取得税の標準税率の特例措置の延長等

不動産流動化の促進を図るため、土地・建物に係る不動産取得税を軽減する特例措置が次のように講じられました。

1　不動産取得税の標準税率の特例措置の延長等（地法附11の２）

不動産取得税の標準税率（本則４％）を３％としている特例措置について、次のとおり改正されました。

(1)住宅及び土地に係る特例措置	平成21年３月31日まで延長
(2)店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置	廃止（ただし、平成18年４月１日から平成20年３月31日までの２年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置あり）

区分		改正前	改正後
住宅関係	土　地	3％（本則4%）	3％（H18.4.1～H21.3.31）
	家　屋		
店舗、事務所、商業地等	土　地	3％（本則4%）	3％ H18.4.1～H21.3.31 ・経過措置　3.5% H18.4.1～H20.3.31 ・経過措置後 4％ H20.4.1～H21.3.31
	家　屋		

2　宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の２分の１とする特例措置の延長（地法附11の５）

宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の２分の１とする特例措置について、平成21年３月31日まで延長されました。なお、本特例措置の延長に伴い、所要の調整措置が講じられました。

不動産取得税の税額計算

固定資産税評価額 ※１ × 3％（本則4%）※２ ＝ 不動産取得税 ……Ⓐ

※１　宅地等の課税標準を$\frac{1}{2}$とする特例 ➡ 平成21年３月31日まで２年延長

※２　前ページのとおり住宅及び土地については３％、非住宅用建物については3.5%（経過措置：平18改地法附８⑪）

3　新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置の延長（地法附10の２）

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の２倍（200m²を限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。

住宅用地等を取得した場合の税額の軽減措置

特定の住宅用地を取得した場合に限り、次のような不動産取得税の減額措置が設けられています（地法73の24）。

住宅用地の区分	減額措置適用後の税額
特定の住宅用地 ▶	前ページのⒶの税額 － ｛イ．150万円　ロ．1㎡当たりの評価額×$\frac{1}{2}$×住宅の床面積×2（200を上限）｝イ又はロのどちらか多い方×3％

◇特例適用住宅の要件

新築住宅の場合 ▶	家屋の床面積が50㎡（戸建以外の貸家は40㎡）以上240㎡以下であること

● 土地取得から住宅新築までの期間の特例

土地を取得した評価額から		改正前		改正後
原　　則	2年以内に住宅新築			
特　　例	3年以内に住宅新築	… 平18.3.31までの取得	⇨	平20.3.31まで延長
やむを得ない事情	4年以内に住宅新築	… 平18.3.31までの取得	⇨	平20.3.31まで延長

4　新築住宅の宅地建物取引業者等に係る不動産取得税の特例措置の延長（地法附10の2）

不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。

3　土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等の継続等

（地法附17、18）

平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとされました。

1　宅地

平成18年度評価替えに伴い、宅地に係る負担調整措置については、商業地等の宅地に係る課税標準額の法定上限（評価額の70%）を維持するとともに、平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額制度が継続されました。また、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い宅地について、その均衡化を一層促進する措置が講じられました。

2　商業地等（平成18年度～平成20年度）

イ　負担水準が70%を超える商業地等	当該年度の評価額の70%が課税標準額とされます（従前のとおり）。
ロ　負担水準が60%以上70%以下の商業地等	前年度の課税標準額が据え置かれます（従前のとおり）。
ハ　負担水準が60%未満の商業地等	課税標準額＝前年度の課税標準額＋当該年度の評価額×５％ ＊ただし、60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とされます。
＜商業地等の固定資産税の条例減額制度の延長＞ 課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が継続されます。（次ページの図参照）	

3　住宅用地（平成18年度～平成20年度）

イ　負担水準が80%以上の住宅用地	前年度の課税標準額が据え置かれます（従前のとおり）。
ロ　負担水準が80%未満の住宅用地	課税標準額＝前年度の課税標準額＋当該年度の評価額×住宅用地特例率（$\frac{1}{6}$又は$\frac{1}{3}$）×５％ ＊ただし、80%を上回る場合は80%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とされます。

＜商業地等に係る負担調整措置と条例減額制度の仕組み＞

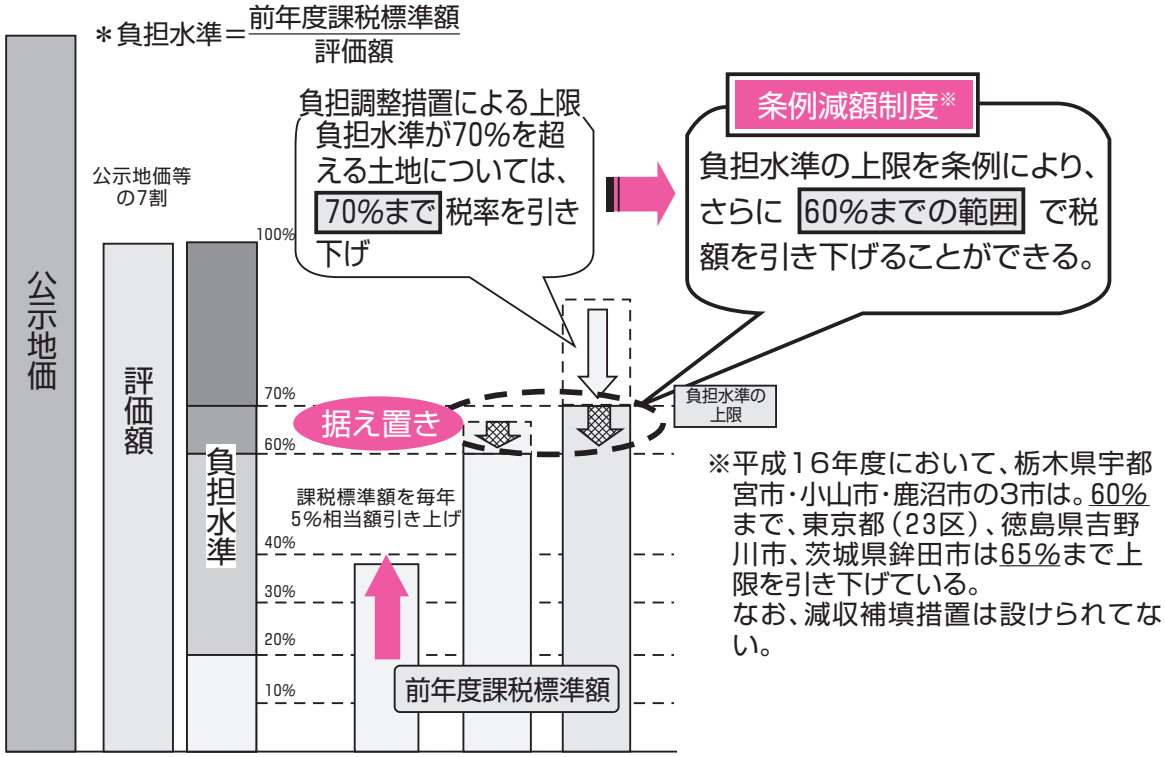

（経済産業省「平成18年度税制改正について」より）

4　平成19年度及び平成20年度における価格の修正（地法附17の２）

据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が継続されました。

5　著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置（地法附20）

廃止されました。

6　農地（地法附19、19の４）

イ　一般農地及び一般市街化区域農地に対する固定資産税の負担調整措置は、従来と同様とされました。

ロ　特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとされました。

4　土地に係る都市計画税の税負担の調整措置等の継続等

（地法附25、25の３、26、27の２、27の４）

固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われました。

5 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

（地法附16①、②）

新築住宅に係る固定資産税の減額措置（下の【参考】）の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。

参考

中高層耐火建築物 ➡ **５年間**居住用部分の床面積（１戸当たり120㎡以下）に対応する税額の**２分の１**を減額

上記以外の一般住宅 ➡ **３年間**居住用部分の床面積（１戸当たり120㎡以下）に対応する税額の**２分の１**を減額

6 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

（地法附16⑥）

高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置（120㎡相当部分につき５年間、税額３分の２を減額）の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。

7 特定市の市街化区域農地を転用した場合の新築賃貸住宅等の固定資産税の減額措置の見直し等

（地法附16③④）

三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃貸住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限が平成21年３月31日まで３年延長されました。

対　　象	減額される期間	減額される割合	
		改　正　前	改　正　後
(1) 第１種中高層耐火建築物である貸家住宅	最初の５年間	$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{3}$
	次の５年間	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
(2) 第２種中高層耐火建築物である貸家住宅	最初の５年間	$\frac{2}{3}$	
(3) 敷地	最初の３年間	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{6}$

8　優良賃貸住宅等の割増償却制度の見直し

（法措法47、所措法14）

優良賃貸住宅等の割増償却制度について、中心市街地の活性化に関する法律（仮称）の施行の日から平成20年３月31までの間に、同法の認定を受けた基本計画に基づく中心市街地共同住宅整備事業（仮称）により建設される一定の優良な賃貸住宅の取得等をした場合には、５年間36％（耐用年数が35年以上のものについては、50％）の割増償却ができる措置が追加されたとともに、対象となる賃貸住宅から「特定優良賃貸住宅」が除外されました。

9　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の見直し等

（法措法65の７、所措法37）

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限が平成23年３月31日（個人は平成23年12月31日）まで５年延長されました。ただし、長期保有（10年以上）土地等から国内にある土地等、建物、構築物、機械装置等への買換え（措法65の７①新十六・旧二十二）については、適用期限が延長されなかったので平成18年12月31日までとなります。

(1)　次の買換えは適用対象から除外されました。

①　誘致区域の外から内への買換えのうち、工場立地法に係る措置、都市計画区域内の造成団地に係る措置、旧環境事業団法に係る措置、独立行政法人空港周辺整備機構が空港周辺整備計画に従って整備した土地の区域に係る措置及び土地改良事業のうち埋立地又は干拓地以外の農用地の造成に係る措置
②　低開発地域工業開発地区等及び誘致区域の外から低開発地域工業開発地区等内への買換えのうち低開発地域工業開発地区に係る措置
③　特定農山村地域内の所有権移転等促進計画に定めるところによる買換え
④　沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定めるところによる買換え

(2)　譲渡資産が土地等である場合の面積要件について、市街化区域又は既成市街地等の内から外への買換えのうち畜産農業用の特例が廃止されました。

(3)　誘致区域の外から内への買換えのうち、臨港地区又は港湾区域内の公有水面の埋立地の区域に係る措置について、買換資産が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定総合効率化計画に記載されたものに限定されました。

(4)　船舶から船舶への買換えのうち漁船から漁船への買換え以外のものについて、買換資産が新造船又は環境負荷低減型の船舶に限定されました。

Ⅲ 相続税・贈与税の改正のポイント

―物納制度の見直し・相続時精算課税の住宅取得等資金特例の２年延長―

1 物納制度の見直し

相続税の物納制度について手続の明確化・迅速化等の観点から、納税環境整備の一環として、①物納不適格財産の明確化、②物納手続の明確化、③物納申請の許可に係る審査期間の法定等、④延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の導入、⑤物納に係る利子税の整備等による利便性の向上等の見直しが行われました。

イ　物納不適格財産の明確化等（相法41）

①　物納不適格財産（相令18）

管理処分不適格財産については、相続税法基本通達にその取扱いが明示されています。しかし、それはあくまでも例示にすぎずその取扱いが不明確なところがありました。今年の改正では、管理処分不適格要件に該当しなければ物納可能であることが明確化されました。次のものが物納不適格財産に該当します。

(一)　不動産	イ　担保権が設定されていることその他これに準ずる事情がある不動産
	ロ　権利の帰属について争いがある不動産
	ハ　境界が明らかでない土地
	ニ　隣接する不動産の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の使用ができないと見込まれる不動産
	ホ　他の土地に囲まれて公道に通じない土地で民法第210条（公道に至るための他の土地の通行権）の規定による通行権の内容が明確でないもの
	ヘ　借地権の目的となつている土地で、当該借地権を有する者が不明であることその他これに類する事情があるもの
	ト　他の不動産（他の不動産の上に存する権利を含む。）と社会通念上一体として利用されている不動産若しくは利用されるべき不動産又は２以上の者の共有に属する不動産
	チ　耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数をいう。）を経過している建物（通常の使用ができるものを除く。）
	リ　敷金の返還に係る債務その他の債務を国が負担することとなる不動産
	ヌ　その管理又は処分を行うために要する費用の額がその収納価額と比較して過大となると見込まれる不動産

	ル　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある目的に使用されている不動産その他社会通念上適切でないと認められる目的に使用されている不動産
	ヲ　引渡しに際して通常必要とされる行為がされていない不動産（イに掲げるものを除く。）
（二）　株式	イ　譲渡に関して証券取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、当該手続がとられていないもの
	ロ　譲渡制限株式
	ハ　質権その他の担保権の目的となつている株式
	ニ　権利の帰属について争いがある株式
	ホ　二以上の者の共有に属する株式（共有者の全員が当該株式について物納の許可を申請する場合を除く。）
（三）　その他	（一）又は（二）に掲げる財産以外の財産（当該財産の性質が（一）又は（二）に定める財産に準ずるものとして税務署長が認めるもの）

②　物納劣後財産（相令19）

市場で処分しやすい財産の物納を優先することとし、他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産が物納劣後財産として法令で規定されました。

いままで物納申請後に不適格とされることのあった非上場株式や市街化調整区域内の農地や山林についても、一定の要件を満たせば物納ができることになりました。

（一）　地上権、永小作権若しくは耕作を目的とする賃借権、地役権又は入会権が設定されている土地
（二）　法令の規定に違反して建築された建物及びその敷地
（三）　次のイからホまでに掲げる事業が施行され、その施行に係る土地につき当該イからホまでに規定する法律の定めるところにより仮換地（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分を含む。）又は一時利用地の指定がされていない土地（当該指定後において使用又は収益をすることができない当該仮換地又は一時利用地に係る土地を含む。） イ　土地区画整理法による土地区画整理事業 ロ　新都市基盤整備法による土地整理 ハ　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業 ニ　土地改良法による土地改良事業 ホ　独立行政法人緑資源機構法の事業
（四）　現に納税義務者の居住の用又は事業の用に供されている建物及びその敷地（当該納税義務者が当該建物及びその敷地について物納の許可を申請する場合を除く。）

（五）　劇場、工場、浴場その他の維持又は管理に特殊技能を要する建物及びこれらの敷地
（六）　建築基準法に規定する道路に２メートル以上接していない土地
（七）　都市計画法の規定による都道府県知事の許可を受けなければならない同法に規定する開発行為をする場合において、当該開発行為が同法に掲げる基準（都市計画法施行令に規定する技術的細目に係るものに限る。）に適合しないときにおける当該開発行為に係る土地
（八）　都市計画法に規定する市街化区域以外の区域にある土地（宅地として造成することができるものを除く。）
（九）　農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域整備計画において同法の農用地区域として定められた区域内の土地
（十）　森林法の規定により保安林として指定された区域内の土地
（十一）　法令の規定により建物の建築をすることができない土地（建物の建築をすることができる面積が著しく狭くなる土地を含む。）
（十二）　過去に生じた事件又は事故その他の事情により、正常な取引が行われないおそれがある不動産及びこれに隣接する不動産
（十三）　事業の休止（一時的な休止を除く。）をしている法人に係る株式

③　物納申請の却下及び再申請

物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって他に物納適格財産を有するときは、税務署長は当該物納申請を却下することになりました。この場合において、申請者は、当該却下の日から20日以内に、一度限り物納の再申請をすることができることとされました。

ロ　物納手続の明確化（相法42）

いままで物納申請を行ってから許可又は却下の通知があるまでに１年以上かかることもあり、却下の場合には、納期限の翌日から延滞税が課されてしまうことがありました。今年の改正では、このようなことがないように、３か月以内には通知をすることが明記されました。

さらに審査に時間がかかることが多かった必要書類についても財産ごとに法定されることになり、審査の迅速化が図られ、より現実的に対応ができ易い物納制度となりました。

①　必要書類

物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるとともに、申請者は、これらの書類を物納申請時に提出することになりました。

②　必要書類の補正命令等

提出された物納手続に必要な書類の記載に不備があった場合又は物納手続に必要な書類の提出がなかった場合には、税務署長は、これらの必要書類の補正又は提出を申請者に請求することができることになりました。

この場合において、請求後20日以内に物納手続に必要な書類について補正又は提出がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなされることになりました。

③　措置命令

税務署長は、１年以内の期限を定めて、廃材の撤去その他の物納財産を収納するために必要な措置（物納を許可するために必要なものに限る。）を講ずべきことを申請者に請求することができることになりました。

この場合において、期限内に当該措置がされなかった場合には、物納申請を取り下げたものとみなされることになりました。

④　申請者による期限の延長等

物納手続に必要な書類の準備や廃材の撤去等の措置に時間を要する場合には、申請者の届出により、上記①、②又は③に係る期限を、上記①の場合には物納申請期限から、上記②及び③の場合には必要書類の補正等の請求があった日からそれぞれ最長１年間延長することができることになりました。

ただし、一度の届出で延長できる期間は３か月までとし、期間満了時には、１年に達するまで、再届出により延長されました。

⑤　条件付許可

税務署長が物納を許可する際に、必要に応じ、後日において汚染地であったことが判明した場合に必要な措置を講ずること、有価証券を売却するために必要な書類を提出すること等の条件を付すことができることになりました。

なお、その条件に違反した場合には、５年以内に限り、物納の許可を取り消すことができることになりました。

ハ　物納申請の許可に係る審査期間の法定等（相法42）

①　審査期間の法定

（ア）　原則的な審査期間

税務署長は、物納申請の許可又は却下を物納申請期限から３か月以内に行うことになりました。

（イ）　例外的な審査期間

ただし、物納財産が多数となるなど調査等に相当の期間を要すると見込まれる場合には、６か月以内（積雪など特別な事情によるものについては、９か月以内）とすることができることになりました。

②　必要書類の提出期限が延長された場合

物納手続に必要な書類の提出期限が申請者の届出により延長された場合（上記ロ④）

における上記①の審査期間は、当該届出（当該必要書類が提出されたものに限る。）に係る延長期間の満了日から起算することになりました。

③　必要書類の補正等の求めがあった場合

物納手続に必要な書類の補正若しくは提出の請求又は廃材の撤去等の措置の請求があった場合（上記ロ②及び③）には、その補正若しくは提出又は措置に要する期間（上記ロ④により延長された期間を含む。）は、上記①の審査期間に算入しないことになりました。

④　許可をしたものとみなされる場合

上記①から③までの審査期間内に許可又は却下をしない場合には、物納を許可したものとみなされることになりました。

ニ　物納申請を却下された者の延納の申請（相法44）

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請を行うことができることになりました。

ホ　延納中の物納の選択（相法48の２）

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度が創設されました。

この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とされます。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることになりました。

ヘ　その他所要の措置（相法41、53）

①　金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法が明確化されました。

②　物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額（物納限度額）を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることになりました。

③　物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担が求められることになりました。ただし、審査事務に要する期間については、利子税が免除されることになりました。

適用期日

上記の改正は、平成18年４月１日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用されます。（平18改所法等附59）

2　住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例延長

（措法70の３、70の３の２）

平成17年12月31日となっていた「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限が平成19年12月31日まで２年間延長されました。

この特例は、親から贈与を受けた資金が一定の要件を満たす住宅の新築、取得等に充てられた場合には、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件（65歳以上）がなく、非課税枠が拡大（1,000万円の上乗せ）されている制度です。

	改正前		改正後
適用期限の延長	～平成17年12月31日まで	⇒	～平成19年12月31日まで

また、平成15年度改正で、平成17年12月31日まで適用する経過措置を設けた上で、廃止された「住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例」（いわゆる５分５乗方式）は、期限延長されず廃止となりました。

（制度のあらまし）

１．制度の概要

平成15年１月１日以後の贈与から、選択により、相続税と贈与税を一体として精算する「相続時精算課税制度」が適用できます。さらに、平成15年１月１日から平成17年12月31日（改正後；平成19年12月31日）までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、非課税枠が3,500万円まで利用できます。

２．適用対象者

贈与税：65歳未満の親からの贈与でも可能
受贈者：20歳以上の子（推定相続人）

３．非課税限度額

2,500万円の非課税枠に1,000万円の住宅資金特別控除が上乗せされ、合計3,500万円まで非課税となります。

【適用対象となる住宅の主な要件】

区　　分	床面積	築後経過年数	工事費用
住宅の新築･取得、買換え・建替え	50m²以上	既存住宅の場合のみ ・耐火建築物　：築後25年以内 ・非耐火建築物：築後20年以内 ・新耐震基準を満たすものは築後要件不要。	
住宅の増築､改築、大規模修繕等	（増改築後）50m²以上		工事費用100万円以上

Ⅳ 国・地方を通ずる個人所得課税の改正のポイント

1 国から地方への３兆円の税源移譲

（所 所法89、地 地法35、314の３）

――住民税率は一律10%に、所得税率は５%～40%の６段階に――

真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」については、「平成17年度の税制改正大綱」において、「三位一体改革の一環として、平成18年度税制改正においては、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施」することが明らかとなり、平成17年11月末、政府・与党の間で４兆円を上回る国庫補助負担金の改革と３兆円規模の税源移譲が決定されました。これを受けて今年の改正で、所得税から個人住民税への３兆円規模の本格的な税源移譲が実施されることになりました。この税源移譲にあたっては、所得税及び個人住民税の役割分担を明確化するとともに、全ての納税者の負担が増えないように最大限の配慮がされました。

具体的には、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の所得割を一律10%とする比例税率化（フラット化）が行われました。これに対応して、所得税については最低税率を５%に引き下げ、最高税率を40%にした上で、現行の４段階から６段階の税率構造に改正されました。また、道府県民税と市町村民税の税率については、国庫補助負担金改革における都道府県と市町村への影響額を基本としつつ、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意し、道府県民税が４%、市町村民税が６%とされました。

この改正により、税率構造が全面的に改められますが、あくまでも、国から地方への税源移譲が目的とされていますので、個々の納税者の支払う所得税と個人住民税との合計額に増減を伴うものではありません。しかし、個人住民税が一律10%にフラット化されることにより負担増となる層が生じたり、住宅ローン控除の適用者の中には控除される所得税が減少する者も生じてくることから、それらの場合については個人住民税で減額措置が講じられました。

【所得税と住民税の税率構造の改正】

改正前

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円	10%	～200万円	5%
330万円超～900万円	20%	200万円超～700万円	10%
900万円超～1,800万円	30%	700万円超	13%
1,800万円超	37%		

平成18年度税制改正

改正後

所得税		個人住民税	
課税所得	税率	課税所得	税率
～195万円	5%	一律 ※減税措置 全世帯において人的控除の差を考慮した減額措置を実施	10%
195万円超～330万円	10%		
330万円超～695万円	20%		
695万円超～900万円	23%		
900万円超～1,800万円	33%		
1,800万円超	40%		
減収額：30,970億円程度		増収額：30,100億円程度	

適用期日

所得税率については、平成19年分以後の所得税について適用され、個人住民税率については、平成19年度分以後の個人住民税から適用されます。（平18改所法等附11、平18改地法附５②、11②）

● 税源移譲は、概ね３兆円規模とし、所得税から個人住民税への恒久措置として行われます。

・平成18年度においては、暫定的措置として税源移譲額の全額（３兆94億円）を所得譲与税によって措置されました。

・税源移譲は平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用されます。

● その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化が図られます。具体的には、以下のとおりです。

・個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率が10%にフラット化されました。

・所得税は、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、より累進的な税率構造（最低税率５％・最高税率40%の設定）が構築されました。

・所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増については、所得税率の刻みや個人住民税所得割額の減額措置により調整が行われました。

● 道府県民税と市町村民税の税率については、国庫補助負担金改革の影響額を基本としつつ、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意し、道府県民税４％、市町村民税６％とされました。

参考

（所法203の３、所得別表第２～第４、地法別表１・２）

平成19年１月１日以後に支払うべき給与等については、今回の改正で設けられる新たな税額表等で源泉徴収を行います。また、同日以後に支払うべき公的年金等について特定公的年金等に係る源泉徴収税率が５％（改正前10%）に引き下げられました。一方、個人住民税は、平成19年６月から特別徴収される金額が変わりました。（退職所得に係る特別徴収税額表は廃止されました。）

個人住民税及び所得税の税率構造（改正後）

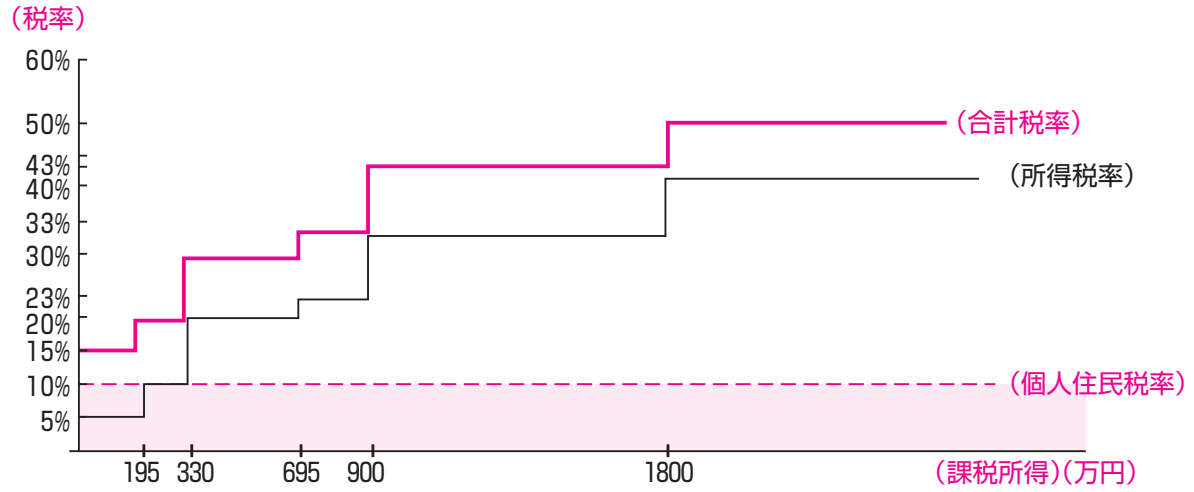

税源移譲にあたっての基本的考え方

所得税法及び地方税法本則の改正により、所得税から個人住民税へ恒久措置として本格的な税源移譲を実施。その際、

① 所得税・個人住民税の役割分担を明確化
　所　得　税：所得再分配機能
　個人住民税：応益性・偏在度の縮小　⇒　フラット化

② 個々の納税者の負担の変動を極力抑制

③ 全体として『あるべき税制』の方向性と整合的な姿を確保

（財務省資料より）
※夫婦子２人の給与所得者の場合。

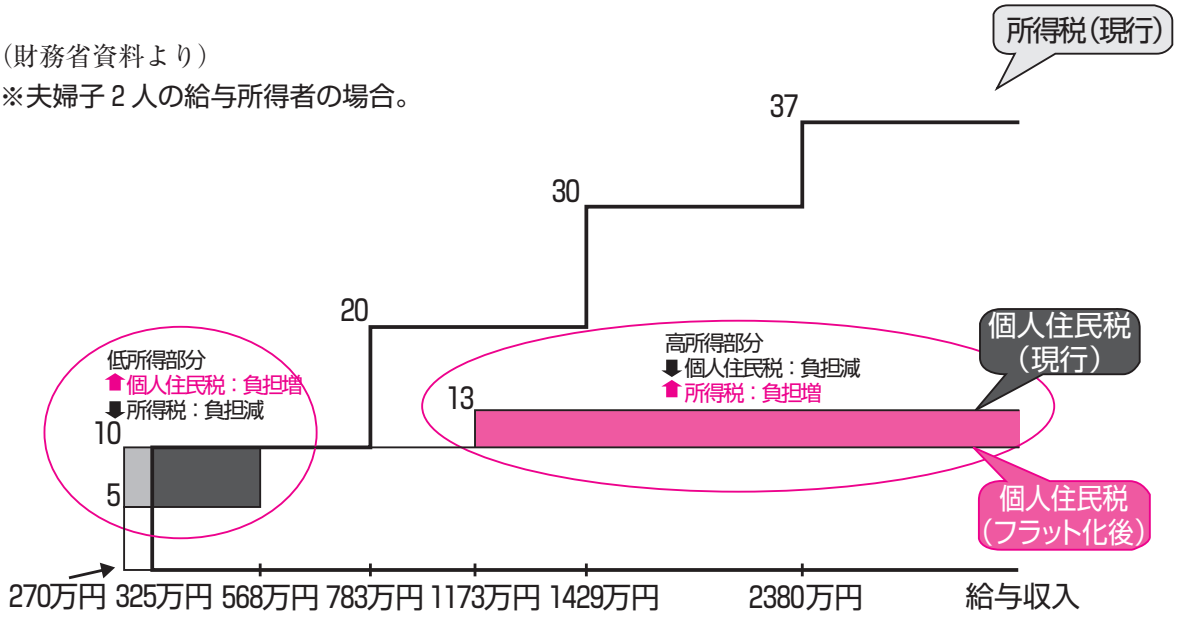

2　人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

（地法37、314の６）

個人住民税の課税所得が200万円までで適用税率が５％だった層については、税率が10％になりますので、たとえ所得税率と個人住民税率の合計に変わりがなくても、所得税と個人住民税の人的控除額の差により負担が増加するケースが生じてきます。この税源移譲を行うことによる負担増を調整するため、個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者については、人的控除額の差の合計額又は個人住民税の合計課税所得金額のいずれか小さい額の５％を個人住民税額から減額するなどの方法で対応することになりました。

具体的には、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額が減額されることになりました。

イ　個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者

（イ）　人的控除額の差額の合計額 （ロ）　個人住民税の合計課税所得金額	いずれか小さい額×５％

ロ　個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者

｛人的控除額の差額の合計額－（個人住民税の合計課税所得金額－200万円）｝×　５％

※ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

（注）個人住民税の合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額とします。

適用期日　この改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用されます。

3　住宅ローン控除適用者に対する調整措置

（地法附５の４）

平成19年分以降の所得税で住宅ローン控除の適用がある場合、所得税と個人住民税の比率が変わりますので、いままで控除できていた金額が控除できないという問題が生じてきます。このような場合には、翌年度の個人住民税を減額する方法で、住宅ローン控除制度を適用している者が不利にならないようにす

るための調整措置が導入されることになりました。

つまり、個人住民税が従来の５％の税率から10％の税率に引き上げられても、全体として増税にならないようにするための措置として、原則として所得税を減額することにより個人の税負担があまり生じないようにされました。しかし、住宅ローン控除制度を適用している者の中には、所得税が０（ゼロ）の場合やほとんど支払う必要のない者がいるため、所得税の減額だけで調整ができない場合が出てきます。このような場合には次の一定の調整計算を行ったうえで個人住民税からその増税分に見合う額を控除できる措置がとられました。

すなわち、平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成11年から平成18年までに入居した者に限る。）のうち、次の算式で計算した場合において控除残額が生じているものについては、翌年度分の個人住民税から、当該控除残額に相当する額が減額できることになりました。

《住宅ローン控除残額の計算式》

次表の①と②のいずれか小さい金額 － 当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額です。） ＝ **控除残額**

＊翌年度分個人住民税から減額できる

①	当該年分の住宅借入金等特別税額控除額
②	当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額です。）

参考

この措置は、対象者からの「減額申請書」による申請に基づき、市町村長が税務署長に照会して減額すべき金額を確認する方法によって翌年度分の個人住民税から減額を実施します。この措置によって生ずる平成20年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされます。

なお、「減額申請書」の提出は、所得税の確定申告を行う者は税務署へ確定申告書とともに提出し、所得税の確定申告を行わない者は市町村へ提出することになります。

参考　（参考）具体例
○税源移譲前と税源移譲後のイメージ（年収500万円の場合）

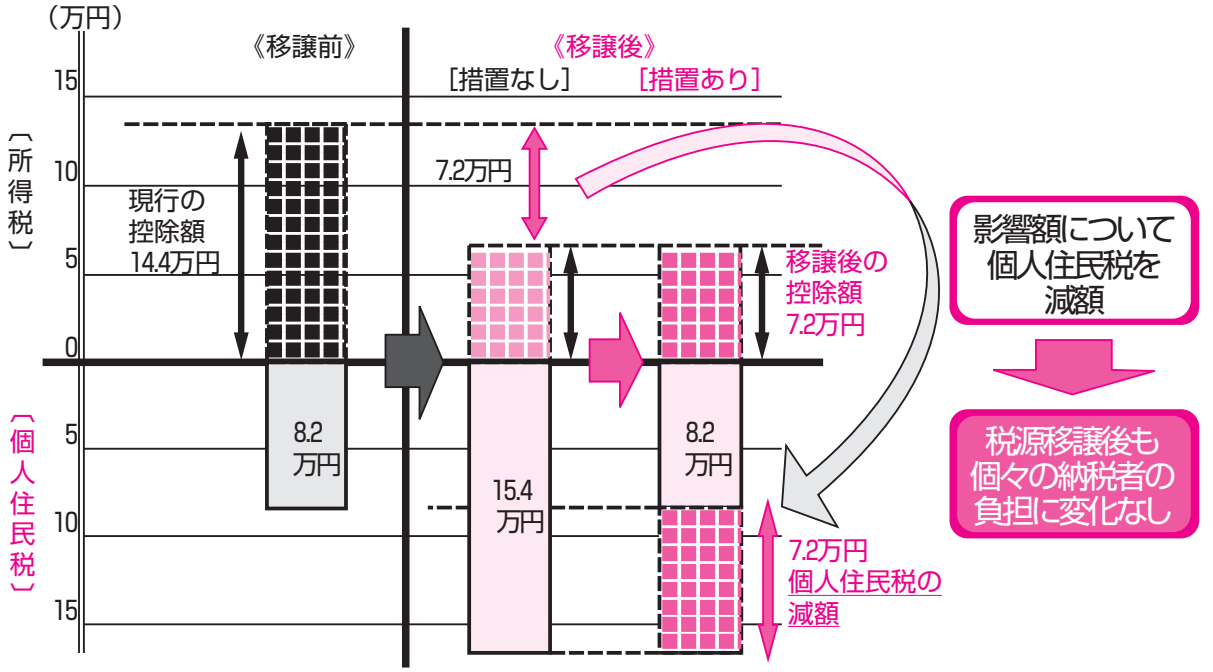

【納税額】　8.2万円 → 15.4万円（88%増） → 8.2万円（±0）

※前提条件
妻・子2人のケース　ローン金利3.0%
年収500万円　償還期間27年
借入金額2,440万円　平成18年入居

（国土交通省「平成18年度国土交通省税制改正要望主要項目結果概要」より）

※ローン減税控除限度額は23.3万円（平成19年末のローン残高（2,325万円）の1%）

4　分離課税等に係る個人住民税の税率割合等

（地法附５、６、８、33の３～35の４、37の３、314の８、平18改地方附５②、11②）

分離課税等に係る都道府県分と市町村分の税率割合等が、税源移譲後の道府県民税（４％）と市町村民税（６％）の割合に合わせて、次のように改められました。

		税区分	改　正　前	改　正　後
イ　土地、建物等の長期譲渡所得		道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%
ロ　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	（イ）　譲渡益2,000万円以下の部分	道府県民税	1.3%	1.6%
		市町村民税	2.7%	2.4%
	（ロ）　譲渡益2,000万円超の部分	道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%

ハ　居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	（イ）　特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分	道府県民税	1.3%	1.6%
		市町村民税	2.7%	2.4%
	（ロ）　特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分	道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%
ニ　土地、建物等の短期譲渡所得		道府県民税	3.0%	3.6%
		市町村民税	6.0%	5.4%
	国等に対する譲渡	道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%
ホ　株式等に係る譲渡所得等		道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%
ヘ　上場株式等に係る譲渡所得等		道府県民税	1.0%	1.2%
		市町村民税	2.0%	1.8%
ト　先物取引等に係る雑所得等		道府県民税	1.6%	2.0%
		市町村民税	3.4%	3.0%
チ　土地の譲渡等に係る事業所得等		道府県民税	3.0%	4.8%
		市町村民税	9.0%	7.2%
リ　肉用牛の売却による農業所得		道府県民税	0.5%	0.6%
		市町村民税	1.0%	0.9%
ヌ　道府県民税配当割、株式等譲渡所得割の市町村に対する交付割合			100分の68 （優遇税率適用の間は3分の2）	5分の3
ル　配当控除における控除率	課税所得金額1,000万円以下の部分	道府県民税	0.8% 0.4% 0.2%	1.2% 0.6% 0.3%
		市町村民税	2.0% 1.0% 0.5%	1.6% 0.8% 0.4%
	課税所得金額1,000万円超の部分	道府県民税	0.4% 0.2% 0.1%	0.6% 0.3% 0.15%
		市町村民税	1.0% 0.5% 0.25%	0.8% 0.4% 0.2%

ヲ　外国税額控除における控除限度額		道府県民税	国税の控除限度額の100分の10	国税の控除限度額の100分の12
		市町村民税	国税の控除限度額の100分の20	国税の控除限度額の100分の18
ワ　配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合		道府県民税	100分の32（優遇税率適用の間は３分の１）	５分の２
		市町村民税	100分の68（優遇税率適用の間は３分の２）	５分の３

（注）　この改正のうち、イからリ、ル及びヲに係る改正は、平成19年度分以後の個人住民税について、ヌに係る改正は、平成19年８月交付分以後の交付金について、ワに係る改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用されます。

5　税源移譲に伴うその他所要の措置

（地法35、36、314の３、314の４、旧地法別表１、２、平18改地法方附１五、５②、11②）

個人住民税の税率が一律10％にフラット化されることにより、累進税率を前提とした規定である山林所得の５分５乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税は存在意義が薄れ、廃止とされました。また、退職所得の特別徴収税額表も廃止されました。

適用期日　この改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用されます。

6　定率減税の廃止等

（平18改所法等附14、同附則158、161、地法72の24の７、旧地法本法附則40⑩）

定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって予定どおり廃止されました。

この定率減税の廃止に伴い居住者の予定納税基準額の計算の特例及び確定申告書の提出の特例については平成18年分をもって、居住者の給与等又は公的年

金等に係る源泉徴収の特例及び居住者の年末調整の特例については平成18年12月31日をもって廃止されるとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例が本則どおりの制度に戻されました。

① 定率減税の廃止

- 所　得　税 控除率10%、　控除限度額12.5万円⇒ 廃　止（19年１月～）
- 個人住民税 控除率7.5%、控除限度額　　2万円⇒ 廃　止（19年６月～）

※定率減税の減収額　所得税約1.25兆円（17年度予算ベース）
　　個人住民税約0.4兆円（16年度当初課税ベース）

② 法人税率の特例の本則化（法人税）

平成11年度の定率減税及び法人税恒久的減税において、法人税率が次のように引き下げられましたが、法人税率の特例が本則化されました。

	改正前		改正後
	本　則	特　例	本　則
普通法人	34.5%	30%	30%
中小法人の軽減税率	25%	22%	22%

③ 法人事業税率の特例の本則化

法人事業税率の特例についても、②と同様、本則化されました。

	法人等の区分		改正前		改正後
			本則	特例	本則
所得を課税の基礎とするもの	資本等の金額が1,000万円以上であって3以上の都道府県に事務所等を設けている法人		11%	9.6%	9.6%
	上記以外の法人	年400万円以下の金額	5.6%	5%	5%
		年400万円を超え800万円以下の金額	8.4%	7.3%	7.3%
		年800万円を超える金額	11%	9.6%	9.6%

（地法72の24の７、旧地法本法附則40⑩）

V その他の税制の改正のポイント

1 寄付金控除の定額控除の引下げ

（措法41の18）

特定寄付金を支出したときは、次の金額を所得から差し引くことができます。

今年の改正で、この寄付金控除の定額控除（適用下限額）が5,000円（改正前1万円）に引き下げられました。

（寄付金控除）

（特定寄付金の額と「総所得金額等の合計額の30%相当額」とのいずれか少ないほうの金額）－5,000円(改正前１万円)＝寄付金控除額

〈寄付金に対する特例措置〉

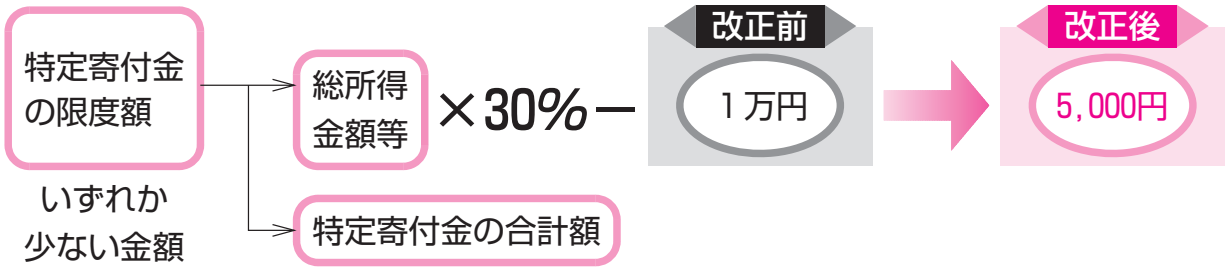

適用期日 この改正は、平成18年分以後の所得税について適用されます。

特定寄付金とは次のものをいいます。

① 国又は地方公共団体に対する寄付金
② 指定寄付金
③ 特定公益増進法人に対する寄付金
④ 政党等に対する政治活動に関する寄付金
⑤ 認定NPO法人に対する寄付金
⑥ 特定公益信託への支出金（みなし特定寄付金）

2　認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和

（措法41の18、66の11の２、措令39の23）

1　認定 NPO 法人制度

小さな政府を実現するためには、民間における非営利活動を活性化させることが求められます。そこで、認定 NPO 法人の数を増加させるために、認定要件等について、次のとおり見直しが行われました。

① いわゆるパブリック・サポート・テスト（PST：総収入金額のうちに寄付金総額の占める割合が３分の１以上（特例５分の１以上）であること）について、５分の１以上とする特例の適用期限が平成20年３月31日まで２年延長されました。

② 補助金や社員からの会費などの取扱いについて見直しが行われ、PST の算定式が次のようになりました。

$$\frac{\text{受入寄付金総額＋国からの補助金（注１）＋社員からの会費（注２）}}{\text{総収入金額}} \geqq \frac{1}{5}$$

（注１） 国、地方公共団体又はわが国が加盟している国際機関（以下「国等」という。）からの補助金について、現行制度との選択で、分子に算入する受入寄付金の額を限度として分子に算入し、全額を分母に算入することができることとされます。

（注２） 社員からの会費について、画一的又は合理的と認められる基準に基づいて定められていること等一定の要件を満たす場合には、会費収入から共益的な活動と認められる部分を控除した金額を分子に算入する。ただし、分子に算入する受入寄付金の額が限度とされます。

③ 役員又は社員の親族等及び特定の法人に係る要件について、社員の数が100人以上の法人である場合には、社員を親族等に係る要件の対象から除外されました。

④ 小規模法人（実績判定期間内の各事業年度の総収入金額の平均が800万円未満の法人をいう。）における PST の計算方法が簡素化されました。

3 酒税の改正

（酒税法２、３、23、43）

公正な競争を促進し、経済活動に対する税制中立を確保するため酒類の分類と税率について大幅な改正が行われました。

1 酒類の分類の簡素化

酒類の分類については、次のように、「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の４種類に大別されたうえ、税率も次表のとおり改められました。

酒税の分類の改正 改正後

分　類	該当する酒類	アルコール分	1kl当たりの税率	1度当たりの加算額（1kl当たり）
発泡性酒類	ビール〔基本税率〕	20度未満	222,000円	—
	発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	10度未満	178,125円	—
	発泡酒（麦芽比率25%未満）	〃	134,250円	—
	その他の発泡性酒類	〃	80,000円	—
醸造酒類	清酒	22度未満	120,000円	—
	果実酒	—	80,000円	—
	その他の醸造酒〔基本税率〕	20度未満	140,000円	—
蒸留酒類	しょうちゅう〔基本税率〕	20度	200,000円	10,000円
	ウイスキー	37度	370,000円	10,000円
	ブランデー	37度	370,000円	10,000円
	スピリッツ	37度	370,000円	10,000円
混成酒類	リキュール	12度	120,000円	10,000円
	甘味果実酒	12度	120,000円	10,000円
	合成清酒	—	100,000円	—
	みりん	—	20,000円	—
	粉末酒	—	390,000円	—
	雑酒〔基本税率〕	20度	220,000円	11,000円

2 税率の見直し

酒類の税率については、いわゆる「第３のビール」に対する税率の見直しが

注目されていましたが、酒類の分類を上記のように４種類とされることに伴い、税負担格差が縮小されるように全般的な改正が行われました。

その結果、清酒、ウィスキー及びビールが減税となり、ワイン、しょうちゅう及び第３のビール（その他の雑酒（その他）に含まれます。）が増税となりました。また、市場が拡充している低アルコール分の発泡性酒類についての税率は、次のように一律化されることになりました。

低アルコール分の発泡性酒類

区　　分	改正前		改正後	
	アルコール分	税　率	アルコール分	税　率
清酒	8度以下	円/kl 74,910	10度未満	円/kl 80,000円
合成清酒		50,451		
しょうちゅう		79,392		
みりん		12,000		
果実酒		46,976		
甘味果実酒		69,144		
ウイスキー類		81,800		
スピリッツ類		79,392		
リキュール類		79,392		
その他の雑酒（みりん類似）		12,000		
〃　（そ　の　他）		69,144		

㊟　アルコール分８度以上13度未満の各酒類の改正前税率は、アルコール分に応じた比例税率となっています。

（備考）　上表は、便宜上、改正前の区分によっています。

適用期日　この改正は、平成18年５月１日から実施されます。（平18改所法等附１）

4 たばこ税の引上げ

（たばこ税11）

国と地方のタバコ税の税率が次のように引き上げられました。

たばこの種類	1本当たりの税率（国税・地方税の合計）	
	改正前	改正後
旧3級品以外の製造たばこ	7.072円	7.924円
旧3級品の製造たばこ	3.357円	3.761円

㊟ 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙たばこ（わかば、エコー、しんせい等）をいいます。（別途たばこ特別税がかかります。）

適用期日 この改正は、平成18年7月1日から実施されます。（平18改所法等附1）

5 自動車グリーン化税制の改正

（地法附12の3、32）

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、税収中立を前提に次のとおり軽減対象を重点化し、2年延長されました。

1 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置が講じられました。

対象となる自動車	特例税率等
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの	（自動車税） 税率を概ね50%軽減する （自動車取得税） 価額から30万円控除
電気自動車	
天然ガス自動車	
メタノール自動車	
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの	（自動車税） 税率を概ね25%軽減する （自動車取得税） 価額から15万円控除

2 環境負荷の大きい自動車

平成18年度及び平成19年度に下記の年限を超えている自動車（電気自動車、

天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置が講じられました。

ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したもの	税率を概ね10%重課する
ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したもの	

6 ストック・オプション税制の整備

（法法54、措法29の２）

ストック・オプション制度の円滑な運用及び促進を図るため、税制適格ストック・オプションの適用対象者に執行役が追加されました。また、平成17年12月に「ストック・オプション等に関する会計基準」とその適用指針が公表されたことを受けて、ストック・オプションに係る費用の額は、税制適格ストックオプションを除き、原則として、ストック・オプションが行使される日の属する事業年度の損金の額に算入されることになりました。

適用期日

執行役が適用対象者となるのは会社法の施行の日（平成18年５月１日）からです。また、ストック・オプションの費用の損金算入は、会社法の施行の日以後に発行の決議がされるものについて適用されます。（平18改所法等附30、88）

7 その他の改正

1 「発信主義」の適用範囲の拡大

（国通法22）

郵送等で提出された書類について、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出があったものとみなす、いわゆる「発信主義」は、従来は申告書とそれに関連する書類にしか適用がされませんでしたが、今年の税制改正では、この適用範囲が拡大され諸申請書等で国税庁長官が定めるものについてもこの発信主義が適用されることになりました。

適用期日

平成18年４月１日以後に郵送等により提出される書類について適用されます。（平18改所法等附１）

2　所得税の高額納税者の公示制度（長者番付）等の廃止

（旧所法233、旧法法152、旧相法49、）

所得税、相続税、贈与税、法人税及び地価税の申告書に係る公示制度（例えば、例年５月に公示されている所得税の高額納税者の公示制度（長者番付）等）が廃止されました。

適用期日　平成18年４月１日以後に公示するものから廃止されます。（平18改所法等附１、22）

3　給与の源泉徴収票等の電子交付

（所法226、231）

給与等の支払をする者又は証券業者等は、本人の承諾等一定の要件の下、源泉徴収票若しくは給与等の支払明細書や特定口座年間取引報告書などについて電磁的方法により提供することができるようになりました。

適用期日　この改正は、平成19年１月１日以後に交付する給与の源泉徴収票等について適用されます。（平18改所法等附20、21）

4　欠損法人を利用した租税回避行為の防止

（法法57の２、61）

欠損法人が、特定の株主等によってその発行済株式の総数の50％を超える数の株式を直接又は間接に保有された場合、その保有された日から５年以内に、従前から営む事業を廃止して、かつ、その事業規模を大幅に超える事業を開始したこと等一定の事由に該当するときは、その該当する日の属する事業年度前において生じた欠損金額について欠損金の繰越控除制度が適用できないことになりました。また、当該事業年度開始の日から３年以内（その保有された日から５年を限度）に生ずる資産の譲渡等損失は損金の額に算入されなくなりました。

適用期日　この改正は、平成18年４月１日以後にその保有をされた欠損法人について適用されます。（平18改所法等附１、32、34）

5　法人税の確定申告書等の添付書類　（法規35）

法人の事業等の概況に関する書類が、法人税の確定申告書等の添付書類に加えられました。

適用期日　この改正は、平成18年４月１日に開始する事業年度の確定申告書等について適用されます。（平18改正法人税法施行規則附則５②）

6　無申告加算税の整備　（国通法66）

調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書に係る無申告加算税について、次のいずれにも該当する場合には課されないことになりました。

①　その申告書が法定申告期限から２週間以内に提出されていること

②　その申告書に係る納付すべき税額の全額が法定納期限までに納付されていること等

また、無申告加算税の割合（改正前15％）について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合が20％に引き上げられました。

適用期日　これらの改正は、平成19年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。（平18改所法等附１、73）

7　不納付加算税の整備　（国通法67）

調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知して納付されたものでない法定納期限後に納付された源泉徴収国税に係る不納付加算税について、次のいずれにも該当する場合には課されないことになりました。

①　法定納期限から１月以内に納付されていること

②　その納付前１年間法定納期限後に納付されたことがないこと等

適用期日　この改正は、平成19年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。（平18改所法等附１、74）

8　更正の請求の後発的事由の追加　（国通令６）

申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から２月以内に更正の請求をすることができるようになりました。

適用期日

この改正は平成18年４月１日以後に国税庁長官が法令の解釈を変更したことを公表したことによるものから適用されます。（平18改正通則令附）

9　環境税の見送り

環境税については、その導入が議論されていましたが、平成18年度税制改正では見送られました。

10　山林所得の概算経費控除率の引上げ　（措規12）

山林所得の概算経費控除の控除率が50％（改正前45％）に引き上げられました。

11　使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限２年延長　（措法62）

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度の適用期限が平成20年３月31日（改正前平成18年３月31日）まで２年間延長されました。

12　給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限２年延長　（措法29）

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限が平成20年12月31日（改正前平成18年12月31日）まで２年間延長されました。

執筆　税理士・杉田宗久　税理士・上西左大信　　企画・制作　清文社